

# 世田谷区公報

## 目次

### 条 例

- 世田谷区使用料等の督促及び延滞金に関する条例の一部を改正する条例 (34) ..... 3
- 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 (35) ..... 3
- 世田谷区立老人介護ホーム条例を廃止する条例 (36) ..... 3
- 世田谷区公共施設の共通使用手続に関する条例の一部を改正する条例 (37) ..... 3
- 世田谷区住民基本台帳ネットワークシステムのセキュリティ対策に関する条例の一部を改正する条例 (38) ..... 3
- 世田谷区立大蔵第二運動場条例の一部を改正する条例 (39) ..... 3
- 世田谷区清掃・リサイクル条例の一部を改正する条例 (40) ..... 4
- 世田谷区立保健医療福祉総合プラザ条例の一部を改正する条例 (41) ... 4
- 世田谷区後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例 (42) ..... 4
- 世田谷区国民健康保険条例の一部を改正する条例 (43) ..... 4
- 世田谷区介護保険条例の一部を改正する条例 (44) ..... 4
- 世田谷区認知症とともに生きる希望条例 (45) ..... 4
- 世田谷区立保育園条例の一部を改正する条例 (46) ..... 6
- 世田谷区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例 (47) ..... 6

### 規 則

- 職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (104) ..... 6
- 世田谷区災害対策本部条例施行規則の一部を改正する規則 (105) ..... 7
- 世田谷区国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例施行規則の一部を改正する規則 (106) ..... 7
- 世田谷区特別区税条例施行規則の一部を改正する規則 (107) ..... 7
- 世田谷区立老人介護ホーム条例施行規則を廃止する規則 (108) ..... 7
- 世田谷区公共施設の共通使用手続に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (109) ..... 7
- 世田谷区立大蔵第二運動場条例施行規則の一部を改正する規則 (110) ... 7
- 世田谷区清掃・リサイクル条例施行規則の一部を改正する規則 (111) ... 7
- 生活保護法施行細則の一部を改正する規則 (112) ..... 7
- 世田谷区認知症とともに生きる希望条例施行規則 (113) ..... 7

- 世田谷区新型インフルエンザ等対策本部条例施行規則の一部を改正する規則 (114) ..... 8
- 世田谷区営住宅管理条例施行規則の一部を改正する規則 (115) ..... 8

### 訓 令 甲

- 世田谷区事案決定手続規程の一部改正 (48) ..... 8
- 世田谷区勤務訓令の一部改正 (49) ... 9
- 世田谷区住民基本台帳事務取扱規程の一部改正 (50) ..... 9
- 世田谷区住民基本台帳ネットワークシステムに係る運用管理規程の一部改正 (51) ..... 10

### 告 示

- 道路法に基づく特別区道路線の供用開始の告示 (668) ..... 10
- 会計年度任用職員の報酬の額に関する規程の一部を改正する告示 (669) ..... 10
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援事業者の指定の告示 (670) ..... 10
- 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業者の指定の告示 (671) ..... 10
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定の告示 (672) ..... 10
- 子ども・子育て支援法に基づく教育・保育施設の確認の告示 (673) ..... 10
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (674) ..... 10
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (675) ..... 10
- 児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の告示 (676) ..... 11
- 児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定事項の変更の告示 (677) ..... 11
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (678) ..... 11
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (679) ..... 11
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (680) ..... 11
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の一部廃止の告示 (681) ..... 11
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理水路の廃止の告示 (682) ..... 11
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理水路の設置の告示 (683) ..... 11
- 建築基準法に基づく道路位置指定の変更の告示 (684) ..... 11
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示 (685) ..... 11
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示 (686) ..... 12
- 地方自治法施行令に基づく寄附金の収納事務委託の告示 (687) ..... 12
- 道路法に基づく特別区道路線の区

- 域変更及び供用開始の告示 (688) ..... 12
- 令和2年第3回世田谷区議会定例会招集の告示 (689) ..... 12
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (690) ..... 12
- 道路法に基づく特別区道路線の供用開始の告示 (691) ..... 12
- 介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定の告示 (692) ..... 12
- 介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定の告示 (693) ..... 12
- 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業の廃止の届出の告示 (694) ... 12
- 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業の廃止の届出の告示 (695) ... 12
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (696) ..... 12
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (697) ..... 13
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更の告示 (698) ..... 13
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示 (699) ..... 13
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更の告示 (700) ..... 13
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更の告示 (701) ..... 13
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (702) ..... 13
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (703) ..... 13
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (704) ..... 13
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更の告示 (705) ..... 13
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用廃止の告示 (706) ..... 14
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (707) ..... 14
- 介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業の廃止の届出の告示 (708) ..... 14
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (709) ..... 14
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (710) ..... 14
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (711) ..... 14
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (712) ..... 14
- 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業の廃止の届出の告示 (713) ... 14
- 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定の告示 (714) ..... 14
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (715) ..... 15
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (716) ..... 15
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (717) ..... 15
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (718) ..... 15

○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (719).....15	域変更及び供用開始の告示 (747).....18	○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (772).....21
○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示 (720).....15	○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (748).....18	○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (773).....21
○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示 (721).....15	○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (749).....18	○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定の告示 (774) ...21
○介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定の告示 (722) .....15	○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定の告示 (750).....18	○世田谷区道路占用規則に基づく道路掘削復旧工事監督事務費及び道路掘削復旧費徴収単価の改正の告示 (775).....21
○世田谷区みどりの基本条例に基づく保存樹木等の指定解除の告示 (723) .....15	○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定の告示 (751).....18	○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (776).....22
○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示 (724).....15	○地方自治法に基づく予算の公表 (752) .....18	○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (777).....23
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (725).....16	○道路法に基づく特別区道路線の認定及び認定道路の区域決定の告示 (753) .....18	○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (778).....23
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (726).....16	○道路法に基づく特別区道路線の認定及び認定道路の区域決定の告示 (754) .....19	○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援事業の廃止の告示 (779).....23
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (727).....16	○道路法に基づく特別区道路線の認定及び認定道路の区域決定の告示 (755) .....19	○児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業の廃止の告示 (780).....23
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (728).....16	○道路法に基づく特別区道路線の認定及び認定道路の区域決定の告示 (756) .....19	○介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業の廃止の届出の告示 (781).....23
○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示 (729).....16	○道路法に基づく特別区道路線の認定及び認定道路の区域決定の告示 (757) .....19	<b>公 告</b>
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (730).....16	○道路法に基づく特別区道路線の認定及び認定道路の区域決定の告示 (758) .....19	○土地収用法に基づく裁決申請書及びその添付書類の写しの送付に伴う関係図書縦覧の公告 (55) .....23
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (731).....16	○道路法に基づく特別区道路線の認定及び認定道路の区域決定の告示 (759) .....19	○土地収用法に基づく書類の写しの送付に伴う関係図書縦覧の公告 (56).....23
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (732).....16	○道路法に基づく特別区道路線の認定及び認定道路の区域決定の告示 (760) .....19	○都市計画法に基づく開発行為に関する工事の完了公告 (57) .....23
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (733).....16	○道路法に基づく特別区道路線の認定及び認定道路の区域決定の告示 (761) .....19	○都市計画法に基づく開発行為に関する工事の完了公告 (58) .....24
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (734).....17	○道路法に基づく特別区道路線の認定及び認定道路の区域決定の告示 (762) .....19	○マンションの建替え等の円滑化に関する法律に基づく事業計画縦覧の公告 (59) .....24
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (735).....17	○道路法に基づく特別区道路線の認定及び認定道路の区域決定の告示 (763) .....20	○都市計画法に基づく都市計画変更案縦覧の公告 (60) .....24
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (736).....17	○道路法に基づく特別区道路線の認定及び認定道路の区域決定の告示 (764) .....20	○都市計画法に基づく開発行為に関する工事の完了公告 (61) .....24
○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示 (737).....17	○道路法に基づく特別区道路線の認定及び認定道路の区域決定の告示 (765) .....20	○生産緑地法に基づく特定生産緑地の指定の公告 (62) .....24
○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業の廃止の届出の告示 (738) ...17	○道路法に基づく特別区道路線の認定及び認定道路の区域決定の告示 (766) .....20	○都市計画法に基づく開発行為に関する工事の完了公告 (63) .....24
○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業の廃止の届出の告示 (739) ...17	○道路法に基づく特別区道路線の認定及び認定道路の区域決定の告示 (767) .....20	<b>規 則 (教)</b>
○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業の廃止の届出の告示 (740) ...17	○道路法に基づく特別区道路線の認定、認定道路の区域決定及び供用開始の告示 (768).....20	○世田谷区教育委員会公共施設の共通使用手続に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (21) .....24
○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定の告示 (741).....17	○道路法に基づく特別区道路線の区域変更の告示 (769).....20	<b>告 示 (選)</b>
○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定の告示 (742).....17	○道路法に基づく特別区道路線の区域変更の告示 (770).....20	○公職選挙法に基づく選挙人名簿からの抹消の告示 (26) .....25
○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定の告示 (743).....17	○道路法に基づく特別区道路線の認定及び認定道路の区域決定の告示 (771) .....20	○地方自治法、市町村の合併の特例に関する法律及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく令和2年9月1日調製の選挙人名簿登録者総数の50分の1の数、6分の1の数及び40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数の告示 (27) .....25
○子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援施設等の確認の告示 (744).....18		○公職選挙法に基づく選挙人名簿の抄本及び在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況の告示 (28) .....25
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (745).....18		
○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示 (746).....18		
○道路法に基づく特別区道路線の区		

告 示 (農)

○農業委員会等に関する法律に基づく農業委員会総会の開催の告示(9).....25

条 例

次に掲げる条例を公布する。

令和2年9月30日

世田谷区長 保 坂 展 人

世田谷区条例第34号

世田谷区使用料等の督促及び延滞金に関する条例の一部を改正する条例

世田谷区条例第35号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

世田谷区条例第36号

世田谷区立老人体養ホーム条例を廃止する条例

世田谷区条例第37号

世田谷区公共施設の共通使用手続に関する条例の一部を改正する条例

世田谷区条例第38号

世田谷区住民基本台帳ネットワークシステムのセキュリティ対策に関する条例の一部を改正する条例

世田谷区条例第39号

世田谷区立大蔵第二運動場条例の一部を改正する条例

世田谷区条例第40号

世田谷区清掃・リサイクル条例の一部を改正する条例

世田谷区条例第41号

世田谷区立保健医療福祉総合プラザ条例の一部を改正する条例

世田谷区条例第42号

世田谷区後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

世田谷区条例第43号

世田谷区国民健康保険条例の一部を改正する条例

世田谷区条例第44号

世田谷区介護保険条例の一部を改正する条例

世田谷区条例第45号

世田谷区認知症とともに生きる希望条例

世田谷区条例第46号

世田谷区立保育園条例の一部を改正する条例

世田谷区条例第47号

世田谷区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

世田谷区使用料等の督促及び延滞金に関する条例の一部を改正する条例  
世田谷区使用料等の督促及び延滞金に関する条例(昭和52年7月世田谷区条例第24号)の一部を次のように改正する。

付則第3項中「特例基準割合(当該年の前年に)を「延滞金特例基準割合(平均貸付割合(」に、「の規定により告示された割合)を「に規定する平均貸付割合をいう。)」に改め、「(以下この条において「特例基準割合適用年」という。)」を削り、「当該特

例基準割合適用年における特例基準割合」を「その年における延滞金特例基準割合」に、「当該特例基準割合に」を「当該延滞金特例基準割合に」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和3年1月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
- 2 この条例による改正後の世田谷区使用料等の督促及び延滞金に関する条例の規定は、施行日以後の期間に対応する延滞金について適用し、施行日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例(平成9年10月世田谷区条例第46号)の一部を次のように改正する。

附則に次の2項を加える。

- 3 第5条の規定にかかわらず、保健衛生行政を主管する課に勤務する職員(区長が指定する職員に限る。)が、新型コロナウイルス感染症(新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令(令和2年政令第11号)第1条に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。)から区民等の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る業務であって、規則で定めるものに従事した場合は、当分の間、防疫等業務手当を支給する。この場合における手当の額は、従事した日1日につき3,000円を超えない範囲内において規則で定める。
- 4 前項の規定により防疫等業務手当を支給する場合における第8条の適用については、同条中「第3条から前条まで」とあるのは、「第3条から前条まで及び附則第3項」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、令和2年1月27日以後の勤務に係る防疫等業務手当の支給について適用する。

世田谷区立老人体養ホーム条例を廃止する条例

世田谷区立老人体養ホーム条例(昭和44年12月世田谷区条例第47号)は、廃止する。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

世田谷区公共施設の共通使用手続に関する条例の一部を改正する条例

世田谷区公共施設の共通使用手続に関する条例(平成30年3月世田谷区条例第19号)の一部を次のように改正する。

- 第3条に次の1項を加える。
  - 5 前項の規定にかかわらず、区長は、特に必要があると認めるときは、利用者登録の有効期間を延長することができる。この場合において、延長の期間は、2年を超えない範囲で区長が別に定める。
- 第4条第1項後段を削り、同項に次のた

だし書を加える。

ただし、規則で定める場合は、この限りでない。

第4条第4項中「第1項」を「前条第4項及び第5項の規定は、第1項及び第2項」に、「は、2年間とする」を「について準用する」に改め、同項を同条第5項とし、同条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項本文の規定により利用者登録の更新を受けた者からその更新の申出があったときについても、同項と同様とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

世田谷区住民基本台帳ネットワークシステムのセキュリティ対策に関する条例の一部を改正する条例

世田谷区住民基本台帳ネットワークシステムのセキュリティ対策に関する条例(平成14年12月世田谷区条例第56号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令」に改め、「平成26年総務省令第85号」の次に「。以下「番号省令」という。」を加える。

第3条第2項中「通知カード及び個人番号カードに関する技術的基準」を「個人番号カード等に関する技術的基準」に、「通知カード(番号法第7条第1項に規定する通知カードをいう。以下「通知カード」という)」を「個人番号通知書(番号省令第7条に規定する個人番号通知書をいう。以下同じ)」に、「通知カード及び個人番号カードの」を「個人番号通知書及び個人番号カードの」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

世田谷区立大蔵第二運動場条例の一部を改正する条例

世田谷区立大蔵第二運動場条例(平成21年6月世田谷区条例第29号)の一部を次のように改正する。

別表第2 宿泊室(1人1泊)の部中			和 和			
室(6畳)	5,500円	3,700円				
室(12.5畳)	9,800円	6,200円	4,8			
<table border="1"> <tr> <td>00円</td> <td>4,000円</td> <td>3,600円</td> </tr> </table>			00円	4,000円	3,600円	和室 メート 和室(トル) 洋室(トル)
00円	4,000円	3,600円				
(18.5平方ル)	5,500円	3,700円				

40平方メートル	9,800円	6,200円	4,800円
40平方メートル	9,800円	6,200円	4,800円

4,000円	3,600円		
4,000円	3,600円		

に改める。

附 則

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、宿泊室（洋室（40平方メートル）に限る。）の公用開始の日は、令和2年10月1日とする。
- この条例の施行の際、現に和室（6畳）の使用の承認を受けている者は和室（18.5平方メートル）の使用の承認を受けている者と、和室（12.5畳）の使用の承認を受けている者は和室（40平方メートル）の使用の承認を受けている者とみなす。

世田谷区清掃・リサイクル条例の一部を改正する条例

世田谷区清掃・リサイクル条例（平成11年12月世田谷区条例第52号）の一部を次のように改正する。

附則第7条中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。）」に改め、「（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年における特例基準割合」を「その年における延滞金特例基準割合」に、「当該特例基準割合に」を「当該延滞金特例基準割合に」に改める。

附 則

- この条例は、令和3年1月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- この条例による改正後の世田谷区清掃・リサイクル条例の規定は、施行日以後の期間に対応する延滞金について適用し、施行日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

世田谷区立保健医療福祉総合プラザ条例の一部を改正する条例

世田谷区立保健医療福祉総合プラザ条例（平成30年10月世田谷区条例第61号）の一部を次のように改正する。

第6条の見出しを「（第4条第2号に掲げる事業等）」に改め、同条中「第4条第2号に掲げる事業を世田谷区福祉人材育成・研修センター事業といい、その」を「総合プラザ内において第4条第2号に掲げる事業を実施する場所の名称は、世田谷区福祉人材育成・研修センターとし、当該事業の」に改める。

第7条を次のように改める。  
（第4条第3号に掲げる事業等）

第7条 総合プラザ内において第4条第3号に掲げる事業を実施する場所の名称は、世田谷区認知症在宅生活サポートセンター

とし、当該事業については、世田谷区認知症とともに生きる希望条例（令和2年9月世田谷区条例第45号）の定めるところによる。

附則第1項中「平成32年4月1日」を「令和2年4月1日」に改める。

附 則

この条例は、令和2年10月1日から施行する。ただし、附則第1項の改正規定は、公布の日から施行する。

世田谷区後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

世田谷区後期高齢者医療に関する条例（平成20年3月世田谷区条例第19号）の一部を次のように改正する。

附則第3条中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。）」に、「当該年における特例基準割合」を「その年における延滞金特例基準割合」に、「当該特例基準割合」を「当該延滞金特例基準割合」に改める。

附 則

- （施行期日）
- この条例は、令和3年1月1日（以下「施行日」という。）から施行する。（経過措置）
  - この条例による改正後の世田谷区後期高齢者医療に関する条例の規定は、施行日以後の期間に対応する延滞金について適用し、施行日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

世田谷区国民健康保険条例の一部を改正する条例

世田谷区国民健康保険条例（昭和34年11月世田谷区条例第14号）の一部を次のように改正する。

付則第2条中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。）」に、「当該年における特例基準割合」を「その年における延滞金特例基準割合」に、「当該特例基準割合」を「当該延滞金特例基準割合」に改める。

附 則

- （施行期日）
- この条例は、令和3年1月1日（以下「施行日」という。）から施行する。（経過措置）
  - この条例による改正後の世田谷区国民健康保険条例の規定は、施行日以後の期間に対応する延滞金について適用し、施行日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

世田谷区介護保険条例の一部を改正する条例

世田谷区介護保険条例（平成12年3月世田谷区条例第41号）の一部を次のように改正する。

附則第8条中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸

付割合（」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。）」に、「当該年における特例基準割合」を「その年における延滞金特例基準割合」に、「当該特例基準割合」を「当該延滞金特例基準割合」に改める。

附 則

- この条例は、令和3年1月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- この条例による改正後の世田谷区介護保険条例の規定は、施行日以後の期間に対応する延滞金について適用し、施行日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

世田谷区認知症とともに生きる希望条例

目次

- 前文
- 第1章 総則（第1条―第8条）
- 第2章 基本的施策（第9条―第15条）
- 第3章 認知症施策の推進に関する体制（第16条―第18条）
- 第4章 雑則（第19条・第20条）

附則

世田谷区では、世田谷区基本構想で掲げる個人の尊厳を尊重し、認知症とともに自分らしく暮らすことができる地域共生社会を実現するため、福祉の相談窓口におけるもの忘れ相談事業、認知症初期集中支援チーム事業など、先駆的な認知症施策を実施してきました。令和2年4月には、世田谷区立保健医療福祉総合プラザを開設し、その中の世田谷区認知症在宅生活サポートセンターを拠点として認知症施策を総合的に推進していきます。

今日、認知症に対する見方が大きく変わってきています。認知症になると「何もわからなくなってしまう」という考え方が一般的でしたが、認知症になってからも、暮らしていくうえで全ての記憶を失うわけではなく、本人の意思や感情は豊かに備わっていることが明らかになってきており、尊厳と希望を持って「自分らしく生きる」ことが可能です。

世田谷区は、自分らしく地域とともに生きていくことができる環境を整え、区に住んできた人を含め、子どもから大人までの全ての区民が、現在及び将来にわたって認知症とともに生きる意識を高め、その備えをし、「一人ひとりの希望及び権利が尊重され、ともに安心して自分らしく暮らせるまち、せたがや」を目指して、この条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、認知症とともに生きる人（以下「本人」という。）の権利が尊重され、本人を含む全ての区民が認知症とともに生きる希望を持って暮らすことができるように推進する認知症に係る施策（以下「認知症施策」という。）について、基本となる理念を定め、区の責務、本人を含む区民の参加並びに地域団体、関係機関及び事業者の役割に関する事項を明らかにすることにより、全ての

区民が認知症とともに生きる意識を高め、その備えをし、もって一人ひとりがともに安心して自分らしく暮らすことができる地域共生社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 認知症 アルツハイマー病その他の神経変性疾患、脳血管疾患その他の疾患により日常生活に支障が生じる程度にまで認知機能が低下した状態をいう。
- (2) 区民 区内に居所、勤務先又は通学先がある者をいう。
- (3) 地域団体 主に区民で構成される営利を目的としない団体で、区内において活動を行うものをいう。
- (4) 関係機関 医療、介護その他の福祉サービス若しくは生活関連サービスを提供する事業所、教育若しくは法律に関する事業を行う事業所、図書館等の公共の施設又は研究機関その他の認知症に関する事業を行う機関で、区内において活動を行うものをいう。
- (5) 事業者 区内において事業活動を行う個人、法人又は団体（関係機関として活動を行うものを含む。）をいう。
- (6) 私の希望ファイル 区民が、認知症になってからも自分らしく暮らし続けるための備えとして、認知症になる前及びなった後においての生活に係る自らの思い、希望又は意思を繰り返し書き記す過程及びその文書又は記録をいう。
- (7) 軽度認知障害 正常と認知症との中間の状態をいう。
- (8) あんしんすこやかセンター 介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターであり、区内に存するものをいう。

(基本理念)

第3条 認知症施策を推進するための基本理念（以下「基本理念」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 本人一人ひとりが自分らしく生きる希望を持ち、どの場所で暮らしていてもその意思と権利が尊重され、本人が自らの力を発揮しながら、安心して暮らし続けることができる地域を作る。
- (2) 区民、地域団体、関係機関及び事業者（以下「区民等」という。）が認知症に対し深い関心を持ち、自らのことと捉え、自主的かつ自発的な参加及び協働により地域との関わりを持つことで、認知症とともにより良く生きていくことができる地域共生社会の実現を図る。

(区の責務)

第4条 区は、基本理念にのっとり、認知症施策を総合的に推進する責務を有する。

- 2 区は、認知症施策の実施に当たり、常に本人の視点に立ち、本人及びその家族の意見を聴かなければならない。
- 3 区は、本人が希望を持って暮らしてい

くことができるよう、地域で支援する体制を区民等と築くとともに、国及び他の地方公共団体と連携してこれに取り組むものとする。

(区民の参加)

第5条 区民は、認知症とともに生きることに希望を持ちながら、より良く暮らしていくための備えとして、認知症に関する知識を深め、自らの健康づくりに役立てるため、区、地域団体等の取組に積極的に参加するよう努めるものとする。

- 2 区民は、認知症になってからも自分らしくより良く暮らしていくための備えとして、私の希望ファイルに係る取組等を行うよう努めるものとする。
- 3 区民は、パートナー（本人を理解し、本人とともに歩み、支え合う者をいう。以下同じ。）であるという意識を持つよう努めるものとする。
- 4 本人は、区民等の認知症に対する理解を深めることができるよう、自らの意思により、自らの体験、考え、意見等をその家族、本人と日常生活において密接な関係を有する者（以下「家族等」という。）その他区民等に発信するよう努めるものとする。

(地域団体の役割)

第6条 地域団体は、本人及び家族等が住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らし続けることができるよう、住民相互の支え合い及び見守り活動に積極的に取り組むよう努めるものとする。

- 2 地域団体は、本人及び家族等が体験したことの情報や自ら発信することができる場及び地域との交流の場を設けることに積極的に取り組むよう努めるものとする。

(関係機関の役割)

第7条 関係機関は、本人が自宅、病院、施設などの場所で暮らしていても、その希望及び権利が尊重され、その状態に応じて適時に、かつ、適切なサービスを受けることができるよう、相互間の連携に努めるものとする。

- 2 関係機関は、本人及び家族等が前項のサービスについて理解することができるよう、必要な情報を提供するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第8条 事業者は、その従業者が認知症とともに生きていくことができる地域共生社会に関する正しい知識及び理解を深めるために必要な教育、研修等を受ける機会を設けるよう努めるとともに、本人に配慮したサービスの提供及び地域との協働に努めるものとする。

第2章 基本的施策

(区民等の理解の推進)

第9条 区は、区民等が認知症及び地域共生社会に関する正しい知識及び理解を深めることができるよう、学習の機会の提供を積極的に推進するものとする。

- 2 区は、認知症についての広報活動及び区民等が行う認知症に関する活動に係る情報を共有する機会の充実を図るために必要な施策を実施するものとする。

(認知症への備え等の推進)

第10条 区は、区民が認知症になってからも孤立せず、社会参加並びに健康の保持及び増進の機会及び権利が守られるよう、必要な施策を実施するものとする。

(意思決定の支援等)

第11条 区は、本人の意思決定を支援するための方法について継続的に検討するとともに、私の希望ファイルに係る取組等を積極的に支援する。

- 2 区は、区民等が本人の意思決定を支援するために必要な知識等を得るための学習の機会を設けることその他必要な施策を実施するものとする。

(権利擁護)

第12条 区は、本人の権利利益を保護するため、本人に係る権利の擁護に関する区民等の意識の向上及び行動の啓発を図るとともに、成年後見制度の利用の促進その他の必要な施策を実施するものとする。

(相談体制の充実及びその支援)

第13条 区は、本人及び家族等からの相談に適時に、かつ、適切に対応することができるよう、関係機関と連携し、必要な相談体制の充実を図るものとする。

- 2 区は、私の希望ファイルの内容の実現に積極的に取り組む地域団体、関係機関及び事業者を支援するものとする。

(医療及び介護等の支援)

第14条 区は、本人及び家族等が住み慣れた地域で適時に、かつ、適切な生活の支援、医療及び介護その他必要な支援を受けることができるよう、次に掲げる事項に係る施策を実施するものとする。

- (1) 認知症（軽度認知障害を含む。）の早期対応及び早期支援
- (2) 本人同士の支え合い及び社会参加活動の推進並びに容態に応じた支援
- (3) 家族等への支援
- (4) 生活の支援と医療及び介護との連携並びに協働体制の充実
- (5) 認知症に関する医療及び介護その他の福祉サービスの提供に携わる専門的知識を有する人材及び支援団体の育成及び資質の向上のための研修

(地域づくりの推進)

第15条 区は、本人及び家族等が住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らし続けることができるよう、地域団体、関係機関及び事業者と連携し、見守り活動及び緊急時における支援を行うための体制の整備を推進するものとする。

- 2 区は、多世代の区民が地域の中で協働しながら自主的かつ自発的に行う認知症に対する理解を深めるための活動を支援するものとする。

3 区は、本人がより良く暮らしていくための地域づくりに向けた取組が推進されるよう、地域団体、関係機関及び事業者と連携し、本人及び家族等が体験したこと等についての情報を自ら発信する機会の確保その他必要な施策を実施するものとする。

- 4 区は、本人及び家族等が地域での活動に参加しやすくなり、安心して暮らすことができるよう、地域団体、関係機関及

# 世田谷区公報

び事業者と連携し、パートナー並びに本人及び家族等に関するボランティア活動を行う者を育成すること、地域との交流の場を設けることその他必要な施策を実施するものとする。

### 第3章 認知症施策の推進に関する体制

(認知症施策の総合的推進)

第16条 区長は、認知症施策を総合的に推進するために、世田谷区認知症とともに生きる希望計画（以下「認知症計画」という。）を定めるものとする。

2 区長は、認知症計画を定めるに当たっては、あらかじめ第18条に規定する評価委員会の意見並びに本人及びその家族の意見を聴かなければならない。

(世田谷区認知症在宅生活サポートセンター)

第17条 認知症計画に基づく主な施策は、世田谷区立保健医療福祉総合プラザ条例（平成30年10月世田谷区条例第61号）第1条の規定に基づき設置する世田谷区立保健医療福祉総合プラザ内の世田谷区認知症在宅生活サポートセンター（以下「サポートセンター」という。）を拠点として行う。

2 区長は、サポートセンターにおいて認知症施策に係る事業を行うに当たっては、福祉の相談窓口であるあんしんすこやかセンター、まちづくりセンター及び社会福祉協議会と連携して、これを行うものとする。

3 サポートセンターで行う事業に関し必要な事項は、規則で定める。

(世田谷区認知症施策評価委員会)  
第18条 認知症施策を総合的かつ計画的に推進する上で必要な事項を調査審議するため、区長の附属機関として、世田谷区認知症施策評価委員会（以下「評価委員会」という。）を置く。

2 評価委員会は、第16条第2項の規定による区長の諮問に応じ、認知症計画について調査審議し、区長に対して意見を述べるものとする。

3 評価委員会は、本人及び認知症施策に関し深い理解、識見等を有する者のうちから区長が委嘱する委員30名以内をもって組織する。

4 前項の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 評価委員会は、審議のため必要があると認めるときは、関係職員その他の関係人の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又はこれらの者から必要な資料の提出を求めることができる。

6 評価委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

### 第4章 雑則

(財政上の措置)

第19条 区は、認知症施策を推進するため、必要な財政上の措置を講じるよう努めるものとする。

(委任)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

### 附 則

この条例は、令和2年10月1日から施行する。

### 世田谷区立保育園条例の一部を改正する条例

世田谷区立保育園条例（昭和27年8月世田谷区条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表世田谷区立下北沢保育園の項を削る。

### 附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

### 世田谷区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

世田谷区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年9月世田谷区条例第35号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「、児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き」を削り、「家庭的保育事業者等に対し」を「最低基準を常に向上させるよう努めるとともに、その監督に属する家庭的保育事業者等に対し、世田谷区児童福祉審議会（世田谷区児童福祉審議会条例（令和元年10月世田谷区条例第29号）第1条に規定する世田谷区児童福祉審議会をいう。）の意見を聴いた上で」に改め、同条第2項を削る。

第19条中「規則に」を「規則で」に改める。

第38条第4号中「又は深夜の勤務に従事する場合」を「若しくは深夜の勤務に従事する場合又は保護者の疾病、疲労その他の身体上、精神上若しくは環境上の理由により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合」に改める。

第39条第1項中「規則に」を「規則で」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 規 則

次に掲げる規則を公布する。

令和2年9月30日

世田谷区長 保 坂 展 人

### 世田谷区規則第104号

職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

### 世田谷区規則第105号

世田谷区災害対策本部条例施行規則の一部を改正する規則

### 世田谷区規則第106号

世田谷区国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例施行規則の一部を改正する規則

### 世田谷区規則第107号

世田谷区特別区税条例施行規則の一部を改正する規則

### 世田谷区規則第108号

世田谷区立老人休養ホーム条例施行規則を廃止する規則

### 世田谷区規則第109号

世田谷区公共施設の共通使用手続に関する条例施行規則の一部を改正する規則

### 世田谷区規則第110号

世田谷区立大蔵第二運動場条例施行規則の一部を改正する規則

### 世田谷区規則第111号

世田谷区清掃・リサイクル条例施行規則の一部を改正する規則

### 世田谷区規則第112号

生活保護法施行細則の一部を改正する規則

### 世田谷区規則第113号

世田谷区認知症とともに生きる希望条例施行規則

### 世田谷区規則第114号

世田谷区新型インフルエンザ等対策本部条例施行規則の一部を改正する規則

### 世田谷区規則第115号

世田谷区営住宅管理条例施行規則の一部を改正する規則

職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則（平成9年10月世田谷区規則第119号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、同項の次に次の2項を加える。

2 条例附則第3項の規則で定めるものは、同項に規定する新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いがある者（以下この項及び次項において「患者等」という。）の身体に接触し、又は患者等に接して行う業務その他区長が認める業務とする。

3 条例附則第3項の規定により支給される特殊勤務手当の支給範囲及び支給額は、次の表のとおりとする。

種 類	支 給 範 囲	支 給 額	摘 要
条例附則第3項に規定する防疫等業務手当	(1) 保健衛生行政を主管する課に勤務する職員（区長が指定する職員に限る。）が、患者等の身体に接触し、又は患者等に接して行う業務に従事したとき。	日額 3,000円	
	(2) 保健衛生行政を主管する課に勤務する職員（区長が指定する職員に限る。）が、(1)の項に規定する業務以外の業務であって、区長が認めるものに従事したとき。	日額 630円	

### 附 則

1 この規則は、公布の日（以下「施行日」

という。）から施行し、この規則による改正後の職員の特殊勤務手当に関する条

例施行規則の規定は、令和2年1月27日(以下「適用日」という。)以後の勤務に係る防疫等業務手当の支給について適用する。

2 適用日から施行日の前日までの間において、職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則別表防疫等業務手当の部(1)の項の規定により支給された防疫等業務手当(この規則による改正後の附則第3項の表に規定する支給範囲に係るものに限る。)は、この規則による改正後の附則第3項の表の規定により支給する防疫等業務手当として取り扱う。

世田谷区災害対策本部条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区災害対策本部条例施行規則(昭和38年12月世田谷区規則第19号)の一部を次のように改正する。

別表第1 災対財政・広報部の項中「部長 政策経営部長」を「部長 政策経営部長 副部長 財政担当部長」に、「財政課」を「広報広聴課」に、「広報広聴課」を「財政課」に改め、同表災対保健福祉部の項中「部長 保健福祉政策部長」を「部長 保健福祉政策部長 副部長 保健福祉政策部長」に改め、同表災対医療衛生部の項中「感染症対策課」を「感染症対策課 地域保健課」に改める。

附則 この規則は、公布の日から施行する。

世田谷区国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例施行規則(平成19年3月世田谷区規則第51号)の一部を次のように改正する。

別表第1 国民保護対策財政・広報部の項中「部長 政策経営部長」を「部長 政策経営部長 副部長 財政担当部長」に、「財政課」を「広報広聴課」に改め、同表国民保護対策保健福祉部の項中「部長 保健福祉政策部長」を「部長 保健福祉政策部長 副部長 保健福祉政策部長」に改め、同表国民保護対策医療衛生部の項中「感染症対策課」を「感染症対策課 地域保健課」に改める。

附則 この規則は、公布の日から施行する。

世田谷区特別区税条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区特別区税条例施行規則(昭和40年3月世田谷区規則第15号)の一部を次のように改正する。

第7条の表(1)の項中「第45条第5項」を「第46条の3第5項」に改め、同表(2)の項中「第45条第1項、第2項又は第5項」を「第46条の3第1項、第2項又は第5項」に改め、同表(3)の項中「第45条第3項」を「第46条の3第3項」に改める。

第16条の表以外の部分中「文書」を「文書等」に改め、同表(4)の項中「第328条の11第5項」を「第328条の11第6項」に、「第328条の12第4項」を「第328条の12第5項」に改め、同表(2)の項中「第45条第1項及び第2項」を「第46条の3第1項及び第2項」に改め、同表(3)の項中「第45条第3項」を「第46条の3第3項」に改める。

第35条中「第45条第11項」を「第46条の3第11項」に改める。

第36条の見出し中「試乗用標識」を「試乗用標識等」に改め、同条中「第45条第3項」を「第46条の3第3項」に、「および」を「及び」に、「または小型特殊自動車」を「又は小型特殊自動車を製造し、又は」に、「廃業または休業した」を「廃止し、又は休止した」に改める。

第6号の5様式(3)を次のように改める。様式省略 第6号の5の2様式(2)中「第203条の3第1号」を「第203条の3第1号・第4号」に、「第203条の3第2号」を「第203条の3第2号・第5号」に、「第203条の3第3号」を「第203条の3第3号・第6号」に、「第203条の3第4号」を「第203条の3第7号」に、「38万円」を「48万円」に改める。

第6号の15様式を次のように改める。様式省略 第13号の2様式を次のように改める。様式省略 第24号様式を次のように改める。附則 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第6号の5様式(3)、第6号の5の2様式(2)及び第13号の2様式の改正規定は、令和3年1月1日から施行する。

2 この規則による改正後の第6号の5様式(3)、第6号の5の2様式(2)及び第13号の2様式の規定は、令和3年度以後の年度分の特別区民税について適用し、令和2年度分までの特別区民税については、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際、この規則による改正前の第6号の5様式(3)、第6号の5の2様式(2)及び第6号の15様式の規定に基づき作成された様式の用紙で現に残存するものは、当分の間、修正して使用することができる。

世田谷区立老人休養ホーム条例施行規則を廃止する規則

世田谷区立老人休養ホーム条例施行規則(昭和45年2月世田谷区規則第2号)は廃止する。

附則 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

世田谷区公共施設の共通使用手続に関する条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区公共施設の共通使用手続に関する条例施行規則(平成30年3月世田谷区規則第15号)の一部を次のように改正する。

第5条第3項に次のただし書を加える。ただし、区長が特に認めた場合は、この限りでない。

第5条に次の1項を加える。

5 条例第4条第1項ただし書に規定する規則で定める場合は、同項の申出をした者が、その申出の時点において、けやき施設に係る利用者登録料、利用者登録更新料、使用料、利用料金又はキャンセル料(条例第12条に規定する納付期日を経過したものに限り)を納付していない場合とする。

附則 この規則は、公布の日から施行する。

世田谷区立大蔵第二運動場条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区立大蔵第二運動場条例施行規則(平成21年11月世田谷区規則第86号)の一部を次のように改正する。

別表第3 トレーニングルーム用の部定期利用券の項中「12,600円」を「13,800円」に改める。

附則 この規則は、公布の日から施行する。

世田谷区清掃・リサイクル条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区清掃・リサイクル条例施行規則(平成12年3月世田谷区規則第39号)の一部を次のように改正する。

第26号様式裏面中「特例基準割合(当該年の前年に)」を「延滞金特例基準割合(平均貸付割合( )に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。))」に改め、「(以下「特例基準割合適用年」という。))」を削り、「当該特例基準割合適用年における特例基準割合」を「その年における延滞金特例基準割合」に、「当該特例基準割合に」を「当該延滞金特例基準割合に」に改める。

附則 この規則は、令和3年1月1日から施行する。

生活保護法施行細則の一部を改正する規則

生活保護法施行細則(昭和40年3月世田谷区規則第20号)の一部を次のように改正する。

第1条の3第2項第2号中「第54条の2第4項及び法」を「第54条の2第5項及び」に改める。

附則 この規則は、令和2年10月1日から施行する。

世田谷区認知症とともに生きる希望条例施行規則

# 世田谷区公報

(趣旨)

第1条 この規則は、世田谷区認知症とともに生きる希望条例(令和2年9月世田谷区条例第45号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

(私の希望ファイル)

第3条 私の希望ファイルに書き記す生活に係る自らの思い、希望又は意思の内容は、認知症になる前の経験、認知症になった後の支援等に関するものとする。

(サポートセンターで行う事業の内容)

第4条 サポートセンターで行う事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 認知症に関する医療及び介護その他の福祉サービスの提供に携わる専門職(以下「専門職」という。)が本人の居室を訪問し、本人の在宅生活の支援を行うこと。
- (2) 家族等への支援を行うこと。
- (3) 認知症に関する知識の普及及び啓発並びに情報発信を行うこと。
- (4) 専門職の技術の向上を図るための指導及び助言並びに地域団体、関係機関及び事業者間の連携の強化を図ること。
- (5) 専門職並びに本人及び家族等に関わるボランティア活動を行う者を育成すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、区長がサポートセンターで行うことが適当であると認めること。

(サポートセンターで行う事業の実施日時)

第5条 サポートセンターで行う事業は、次に掲げる日以外の日の午前8時30分から午後5時までの間にこれを行うものとする。ただし、講演会等を実施する場合その他区長が必要と認めた場合においては、この限りでない。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)

(評価委員会の委員)

第6条 評価委員会の委員は、次に掲げる者のうちから、区長が委嘱する。

- (1) 本人 4名以内
- (2) 認知症施策に関し深い理解、識見等を有する者 26名以内

(評価委員会の委員長及び副委員長)

第7条 評価委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 副委員長は、委員のうちから委員長がこれを指名する。
- 4 委員長は、評価委員会を代表し、会務を総理する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 6 委員長及び副委員長が共に事故がある

ときは、あらかじめ委員長の指名する委員が委員長の職務を代理する。

(評価委員会の会議)

第8条 評価委員会は、委員長がこれを招集する。

- 2 評価委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 評価委員会の議事は、会議に出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(評価委員会の部会)  
第9条 評価委員会は、認知症計画に係る調査審議を効率的に行うため又は認知症に関する専門的事項を調査審議するため、必要に応じて部会を置くことができる。

- 2 部会は、委員長が指名する委員をもって組織する。
- 3 前2項に定めるもののほか、部会の組織及び運営に関し必要な事項は、区長が別に定める。

(委員の守秘義務)

第10条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(評価委員会の庶務)

第11条 評価委員会の庶務は、高齢福祉部介護予防・地域支援課において処理する。

(委任)  
第12条 この規則の施行について必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

この規則は、令和2年10月1日から施行する。

世田谷区新型インフルエンザ等対策本部条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区新型インフルエンザ等対策本部条例施行規則(平成22年3月世田谷区規則第32号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中第39号を第40号とし、第7号から第38号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。

- (7) 財政担当部長  
第7条中第37号を第38号とし、第7号から第36号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 財政課長

別表第1新型インフルエンザ等対策政策

経営部の項中「部長 政策経営部長」を「部長 政策経営部長 副部長 財政担当部長」に、

「政策経営部 副部長 財政担当部長」を「政策経営部 副部長 財政担当部長」に改め、同表

を「政策経営部 副部長 財政担当部長」に改め、同表

新型インフルエンザ等対策保健福祉政策部 副部長

「部長 保健福祉政策部 副部長」を「保健福祉政策部 副部長」に改め、同表

保健福祉政策部 副部長

長 保健福祉政策部 副部長」に改め、同表

フルエンザ等対策教育委員会事務局の項中

「教育総務部 教育政策部」を「教育委員会事務局」に「生涯学習部」

改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

世田谷区営住宅管理条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区営住宅管理条例施行規則(平成2年3月世田谷区規則第37号)の一部を次のように改正する。

第18条第1項第1号中「車いす」を「車椅子」に改める。

第20条の見出し中「車いす使用者等用駐車場」を「車椅子使用者等用駐車場」に改め、同条、第21条第1項ただし書及び第23条第1項中「車いす使用者等」を「車椅子使用者等」に改める。

別表第1世田谷区営玉川四丁目アパートの項の次に次のように加える。

世田谷区営豪徳寺アパート(1号棟)	0.9447
-------------------	--------

別表第2世田谷区営深沢四丁目アパートの項から世田谷区営弦巻二丁目アパートの項まで、世田谷区営弦巻四丁目第二アパートの項から世田谷区営上用賀四丁目アパートの項まで及び世田谷区営玉川四丁目アパートの項中「車いす使用者等用駐車場」を「車椅子使用者等用駐車場」に改め、同項の次に次のように加える。

世田谷区営豪徳寺アパート(1号棟)	車椅子使用者等用駐車場	2	25,000円
-------------------	-------------	---	---------

附 則

この規則は、次の各号に掲げる区分に並び、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 次号に掲げる規定以外の規定 公布の日
- (2) 別表第1世田谷区営玉川四丁目アパートの項の次に次のように加える改正規定及び別表第2世田谷区営玉川四丁目アパートの項の次に次のように加える改正規定 令和2年10月1日

## 訓 令 甲

### ◎世田谷区訓令甲第48号

#### 庁 中 一 般

世田谷区事案決定手続規程(昭和54年3月世田谷区訓令甲第4号)の一部を次のように改正する。

令和2年9月1日

世田谷区長 保 坂 展 人

第9条第2項の表条例及び規則の制定及び改廃に関する事案の項、要綱、要領、契約書、協定書、覚書その他これらに類する文書(軽易なもの又は定例的なものを除く。)に関する事案の項、専決処分に関する事案の項及び方針及び計画の決定に関する事案の項及び大幅な事務改善に関する事案の項中「財政課長」を「財政担当部長、財政課長」に改め、同条第5項の表以外の部分中「又は参



事」を「又は次長、参事」に改め、同項の表区長及び副区長が決定する事案の項及び部長が決定する事案の項中「、部長」の次	に「、次長」を加える。 別表3の部政策企画課の款2の項区長決定の欄第3号中「参事及び」を「次長、参	事及び」に改め、同部財政課の款を削り、同部の次に次のように加える。
---	--	-----------------------------------

3の2 財政担当部専管事案

課名	件名	区長決定	副区長決定	部長決定	課長決定	
財政課	1 予算に関する事案。	1 予算編成の基本方針を策定すること。 2 予算原案を決定し、及び議会の議決に付すこと。 3 繰越計算書について報告すること。	1 予算執行に関する依命通達をすること。	1 基本方針に基づき事務処理方針を定め、及び通知すること。 2 予算説明書を作成すること。 3 議決を得た予算を報告し、及びその要領を公表すること。 4 繰越計算書を作成すること。 5 歳入予算所属決定通知を行うこと。 6 歳出予算の配当を行うこと。 7 科目を新設すること。 8 配当予算の費目の流用を部間で行うこと。 9 予備費の充用を行うこと。		
	2 財政報告に関する事案。	1 財政状況の公表を行うこと。 2 決算を議会の認定に付すること。 3 主要な施策の成果を説明する書類等を提出すること。	1 決算等を監査委員の審査に付すること。	1 地方自治法等の規定に基づき予算及び決算に関する事項並びに地方債に関する事項を報告すること。 2 決算及びその認定に関する議決を報告し、及びその要領を公表すること。		
	3 都区財政調整に関する事案。			1 基準財政需要額及び基準財政収入額に関する資料、特別交付金の額の算定に用いる資料等を提出すること。		
	4 区債に関する事案。	1 地方債の発行等の許可を申請すること。 2 地方債の発行及び資金の借入れを行うこと。		1 償還公告を行うこと。		
	5 ふるさと納税対策に関する事案。	1 ふるさと納税対策の方針に関する事案。			1 ふるさと納税対策の実施に関する事案。	1 ふるさと納税対策に係る調整及び調査に関する事案。

<p>◎世田谷区訓令甲第49号                  庁 中 一 般                  世田谷区勤務訓令（令和2年4月世田谷区訓令甲第41号）の一部を次のように改正する。                  令和2年9月1日                  世田谷区長 保坂展人                  第1条第1項第2号を次のように改める。                  (2) 財政担当部長                  別表分析班の項中「政策経営部副参事（ふるさと納税・財源対策担当）」を「財政担当部副参事（ふるさと納税・財源対策担当）」に改め、同表広報班の項中「班長                  「班長 政策</p>	<p>政策経営部広報聴課長」を 副班長 政道                  経営部広報聴課長                  策経営部副参事（広報・報 に改め、同表担当）                  財政班の項中「政策経営部財政制度担当参事」を「財政担当部長」に、「政策経営部財政課」を「財政担当部財政課」に改め、同表患者対応班の項中「副班長 世田谷保健所感染症対策課長」を「副班長 世田谷保健所感染症対策課長 「世田谷保健所地域保健課長」に、 策課                  「世田谷保健所感染症対</p>	<p>所感染症対 策課                  」を 世田谷保健所地域保健課                  に改め、同表PCR対応班の項中「保健福祉政策部長」を「保健福祉政策部次長」に改める。                  ◎世田谷区訓令甲第50号                  庁 中 一 般                  総 合 支 所                  出 張 所                  世田谷区住民基本台帳事務取扱規程（昭和58年10月世田谷区訓令甲第51号）の一部を次のように改正する。</p>
--	--	---



この関係図面は、令和2年9月1日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年9月1日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
28-1
- 2 変更の区間  
世田谷区祖師谷一丁目111番16の内
- 3 変更の区域  
延長 6.97メートル  
幅員 0.10メートルから  
0.11メートルまで  
面積 1.54平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和2年9月1日

◎世田谷区告示第676号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の9第1項及び第59条の4第1項の規定により指定小児慢性特定疾病医療機関を指定したので、同法第19条の19第1号及び第59条の4第1項の規定により別紙のとおり告示する。

令和2年9月1日

世田谷区長 保坂展人

別紙省略

◎世田谷区告示第677号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の14及び第59条の4第1項の規定による指定事項の変更の届出があったので、同法第19条の19第2号及び第59条の4第1項の規定により別紙のとおり告示する。

令和2年9月1日

世田谷区長 保坂展人

別紙省略

◎世田谷区告示第678号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和2年9月1日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年9月1日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
28-1
- 2 変更の区間  
世田谷区上用賀四丁目155番1
- 3 変更の区域  
面積 0.61平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和2年9月1日

◎世田谷区告示第679号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和2年9月1日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年9月1日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
28-1
- 2 変更の区間  
世田谷区上用賀六丁目135番3
- 3 変更の区域  
面積 0.61平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和2年9月1日

◎世田谷区告示第680号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和2年9月2日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年9月2日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
28-1
- 2 変更の区間  
世田谷区北沢四丁目906番15の内から906番20の内まで
- 3 変更の区域  
延長 10.34メートル  
幅員 0.25メートル  
面積 2.59平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和2年9月2日

◎世田谷区告示第681号

世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第7条の規定に基づき、区管理道路線の一部を次のように廃止する。

この関係図面は、令和2年9月2日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年9月2日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号  
21-G142
- 2 一部を廃止する起終点  
(旧) 世田谷区松原一丁目539番5地先無番から543番地先無番まで  
(新) 世田谷区松原一丁目539番5地先無番から539番4地先無番まで
- 3 廃止の期日  
令和2年9月2日

◎世田谷区告示第682号

区管理水路を次のように廃止したので、世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第7条の規定に基づき、告示する。

この関係図面は、令和2年9月2日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年9月2日

世田谷区長 保坂展人

- 1 番号  
21-Z046
- 2 位置  
世田谷区松原一丁目531番6地先

無番から526番7地先無番まで

- 3 廃止の期日  
令和2年9月2日

◎世田谷区告示第683号

公共物を次のように設置したので、世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第7条の規定に基づき、告示する。

この関係図面は、令和2年9月2日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年9月2日

世田谷区長 保坂展人

- 1 番号  
21-Z108
- 2 位置  
世田谷区松原一丁目531番6地先無番から526番7地先無番まで
- 3 用途  
区管理水路

◎世田谷区告示第684号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による指定道路について、次のとおり指定の変更をした。

なお、関係図面は、世田谷区防災街づくり担当部建築安全課において縦覧に供する。

令和2年9月2日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定変更番号  
第2848号
- 2 指定変更年月日  
令和2年9月1日
- 3 指定変更の位置  
世田谷区若林四丁目291番7の一部、291番8の一部、291番9の一部、291番10の一部、291番11の一部及び291番15の一部
- 4 道路の幅員  
6.00メートル
- 5 道路の延長  
41.57メートル
- 6 申請者氏名  
学校法人國士館  
理事長 大澤 英雄

◎世田谷区告示第685号

世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第7条の規定に基づき、区管理道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和2年9月3日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年9月3日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号  
11-D072-06
- 2 変更の区間  
世田谷区大原一丁目1106番8の内
- 3 変更の区域  
延長 12.53メートル  
幅員 0.52メートルから  
0.62メートルまで  
面積 7.09平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和2年9月3日

◎世田谷区告示第686号

世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第7条の規定に基づき、区管理道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和2年9月3日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年9月3日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号 22-G262
2 変更の区間 世田谷区桜上水一丁目179番6の内
3 変更の区域 延長 8.05メートル 幅員 0.33メートルから0.55メートルまで 面積 3.44平方メートル
4 供用開始の期日 令和2年9月3日

◎世田谷区告示第687号

寄附金の収納の事務については、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

令和2年9月7日

世田谷区長 保坂展人

- 1 委託した相手方 (1) 名称 株式会社アプロード (2) 所在地 東京都千代田区神田小川町一丁目11番地金子ビル5階
2 委託期間 令和2年9月7日から同年11月30日まで

◎世田谷区告示第688号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和2年9月7日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年9月7日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号 35-1
2 変更の区間 世田谷区羽根木二丁目1826番13の内
3 変更の区域 延長 13.57メートル 幅員 0.06メートルから0.11メートルまで 面積 1.10平方メートル
4 供用開始の期日 令和2年9月7日

◎世田谷区告示第689号

令和2年第3回世田谷区議会定例会を下記により招集する。

令和2年9月7日

世田谷区長 保坂展人 記

- 1 招集する年月日 令和2年9月15日(火)午後1時
2 招集する場所 世田谷区議会議場

◎世田谷区告示第690号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和2年9月8日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年9月8日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号 40-1
2 変更の区間 世田谷区喜多見八丁目2266番9の内
3 変更の区域 延長 11.45メートル 幅員 0.17メートルから0.18メートルまで 面積 2.06平方メートル
4 供用開始の期日 令和2年9月8日

◎世田谷区告示第691号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、特別区道路線の供用を開始する。

この関係図面は、令和2年9月7日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年9月8日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号 40-1
2 供用開始の区間 世田谷区喜多見八丁目2266番11
3 供用開始の区域 延長 0.15メートル 幅員 1.18メートル 面積 0.18平方メートル
4 供用開始の期日 令和2年9月8日

◎世田谷区告示第692号

介護保険法(平成9年法律第123号)第78条の2第1項の規定により指定地域密着型サービス事業者を指定したので、同法第78条の11第1号の規定により告示する。

令和2年9月9日

世田谷区長 保坂展人

- 1 事業所の名称 癒湯りहतんぼぼ
2 事業所の所在地 東京都武蔵野市中町一丁目24番6号 トミームサシノ101
3 事業者の名称 株式会社オンアンドオン
4 指定年月日 令和2年9月1日
5 サービスの種類 地域密着型通所介護

◎世田谷区告示第693号

介護保険法(平成9年法律第123号)第78条の2第1項の規定により指定地域密着型サービス事業者を指定したので、同法第78条の11第1号の規定により告示する。

令和2年9月9日

世田谷区長 保坂展人

- 1 事業所の名称 デイサービスみんなの家6丁目
2 事業所の所在地 東京都三鷹市下連雀六丁目6番51号
3 事業者の名称 有限会社まんまる
4 指定年月日 令和2年7月10日
5 サービスの種類 地域密着型通所介護

◎世田谷区告示第694号

介護保険法(平成9年法律第123号)第82条第2項の規定による指定居宅介護支援事業の廃止の届出があったので、同法第85条第2号の規定により告示する。

令和2年9月9日

世田谷区長 保坂展人

- 1 事業所の名称 さくらケア駒沢 居宅介護支援事業所
2 事業所の所在地 東京都世田谷区駒沢四丁目23番18号3階
3 事業者の名称 株式会社さくらケア
4 廃止届受理年月日 令和2年8月31日
5 サービスの種類 居宅介護支援

◎世田谷区告示第695号

介護保険法(平成9年法律第123号)第82条第2項の規定による指定居宅介護支援事業の廃止の届出があったので、同法第85条第2号の規定により告示する。

令和2年9月9日

世田谷区長 保坂展人

- 1 事業所の名称 さくらケア上町 居宅介護支援事業所
2 事業所の所在地 東京都世田谷区世田谷一丁目22番12号2階
3 事業者の名称 株式会社さくらケア
4 廃止届受理年月日 令和2年8月31日
5 サービスの種類 居宅介護支援

◎世田谷区告示第696号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和2年9月9日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年9月9日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号 32-26

2 変更の区間  
世田谷区大原一丁目1066番3の内

3 変更の区域  
延長 10.53メートル  
幅員 0.28メートルから  
0.31メートルまで  
面積 3.11平方メートル

4 供用開始の期日  
令和2年9月9日

**◎世田谷区告示第697号**  
道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。  
この関係図面は、令和2年9月9日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。  
令和2年9月9日  
世田谷区長 保坂展人

1 認定番号  
28-1

2 変更の区間  
世田谷区赤堤一丁目222番16の内

3 変更の区域  
延長 11.53メートル  
幅員 0.08メートルから  
0.10メートルまで  
面積 1.10平方メートル

4 供用開始の期日  
令和2年9月9日

**◎世田谷区告示第698号**  
道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更する。  
この関係図面は、令和2年9月9日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。  
令和2年9月9日  
世田谷区長 保坂展人

1 認定番号  
(1) 28-1  
(2) 28-1

2 変更の区間  
(1) 世田谷区瀬田五丁目282番8から279番5まで  
(2) 世田谷区瀬田五丁目282番7の内から282番1地先無番まで

3 変更の区域  
(1) 延長 51.87メートル  
幅員 0.98メートルから  
1.26メートルまで  
面積 58.46平方メートル  
(2) 延長 51.12メートル  
幅員 0.00メートルから  
1.28メートルまで  
面積 60.04平方メートル

**◎世田谷区告示第699号**  
世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第7条の規定に基づき、区管理道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。  
この関係図面は、令和2年9月10日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年9月10日  
世田谷区長 保坂展人

1 指定番号  
13-D458-06

2 変更の区間  
世田谷区野沢二丁目70番15の内

3 変更の区域  
延長 6.15メートル  
幅員 0.66メートルから  
0.70メートルまで  
面積 4.21平方メートル

4 供用開始の期日  
令和2年9月10日

**◎世田谷区告示第700号**  
世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第7条の規定に基づき、区管理道路線の区域を次のように変更する。  
この関係図面は、令和2年9月10日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。  
令和2年9月10日  
世田谷区長 保坂展人

1 指定番号  
33-D458-07

2 変更の区間  
世田谷区野沢二丁目70番15の内

3 変更の区域  
延長 0.10メートル  
幅員 0.70メートル  
面積 0.07平方メートル

**◎世田谷区告示第701号**  
道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更する。  
この関係図面は、令和2年9月11日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。  
令和2年9月11日  
世田谷区長 保坂展人

1 認定番号  
36-5

2 変更の区間  
世田谷区野沢一丁目42番57の内

3 変更の区域  
延長 0.10メートル  
幅員 0.22メートル  
面積 0.02平方メートル

**◎世田谷区告示第702号**  
道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。  
この関係図面は、令和2年9月11日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。  
令和2年9月11日  
世田谷区長 保坂展人

1 認定番号  
36-5

2 変更の区間  
世田谷区野沢一丁目42番57の内

3 変更の区域  
延長 7.74メートル

幅員 0.22メートルから  
0.25メートルまで

面積 1.84平方メートル

4 供用開始の期日  
令和2年9月11日

**◎世田谷区告示第703号**  
道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。  
この関係図面は、令和2年9月11日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。  
令和2年9月11日  
世田谷区長 保坂展人

1 認定番号  
28-1

2 変更の区間  
世田谷区羽根木二丁目1735番18の内

3 変更の区域  
延長 7.91メートル  
幅員 0.63メートルから  
0.66メートルまで  
面積 5.12平方メートル

4 供用開始の期日  
令和2年9月11日

**◎世田谷区告示第704号**  
道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。  
この関係図面は、令和2年9月11日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。  
令和2年9月11日  
世田谷区長 保坂展人

1 認定番号  
36-5

2 変更の区間  
世田谷区北沢五丁目734番6の内

3 変更の区域  
延長 5.11メートル  
幅員 0.17メートル  
面積 0.89平方メートル

4 供用開始の期日  
令和2年9月11日

**◎世田谷区告示第705号**  
道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更する。  
この関係図面は、令和2年9月14日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。  
令和2年9月14日  
世田谷区長 保坂展人

1 認定番号  
(1) 28-1  
(2) 28-1  
(3) 28-1

2 変更の区間  
(1) 世田谷区砧一丁目340番17から340番9まで  
(2) 世田谷区砧一丁目341番17から341番19まで

# 世田谷区公報

(3) 世田谷区砧一丁目340番16から340番8地先無番まで

3 変更の区域

(1) 延長 38.30メートル  
幅員 9.00メートル  
面積 349.26平方メートル

(2) 延長 9.65メートル  
幅員 9.00メートル  
面積 95.01平方メートル

(3) 延長 31.04メートル  
幅員 1.26メートルから  
2.64メートルまで  
面積 66.16平方メートル

◎世田谷区告示第706号  
道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を廃止する。  
この関係図面は、令和2年9月14日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。  
令和2年9月14日  
世田谷区長 保坂展人

1 認定番号  
(1) 28-1  
(2) 28-1

2 変更により廃止する区間  
(1) 世田谷区砧一丁目340番27から340番26まで  
(2) 世田谷区砧一丁目342番5の内から341番22まで

3 変更により廃止する区域  
(1) 延長 29.39メートル  
幅員 2.74メートルから  
4.57メートルまで  
面積 107.44平方メートル  
(2) 延長 15.48メートル  
幅員 3.28メートルから  
3.34メートルまで  
面積 51.17平方メートル

4 供用廃止の期日  
令和2年9月14日

◎世田谷区告示第707号  
道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。  
この関係図面は、令和2年9月14日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。  
令和2年9月14日  
世田谷区長 保坂展人

1 認定番号  
28-1

2 変更の区間  
世田谷区上祖師谷五丁目1083番19から1083番18まで

3 変更の区域  
延長 2.50メートル  
幅員 1.03メートル  
面積 2.58平方メートル

4 供用開始の期日  
令和2年9月14日

◎世田谷区告示第708号  
介護保険法(平成9年法律第123号)第

78条の5第2項の規定による指定地域密着型サービス事業の廃止の届出があったので、同法第78条の11第2号の規定により告示する。  
令和2年9月14日  
世田谷区長 保坂展人

1 事業所の名称 千山の里デイサービス

2 事業所の所在地 東京都世田谷区南烏山二丁目32番28号2階

3 事業者の名称 有限会社千山の里

4 廃止届受理年月日 令和2年8月31日

5 サービスの種類 地域密着型通所介護

◎世田谷区告示第709号  
道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。  
この関係図面は、令和2年9月15日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。  
令和2年9月15日  
世田谷区長 保坂展人

1 認定番号  
28-1

2 変更の区間  
世田谷区代沢四丁目1325番3の内

3 変更の区域  
延長 5.47メートル  
幅員 0.63メートル  
面積 3.48平方メートル

4 供用開始の期日  
令和2年9月15日

◎世田谷区告示第710号  
道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。  
この関係図面は、令和2年9月15日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。  
令和2年9月15日  
世田谷区長 保坂展人

1 認定番号  
(1) 44-4  
(2) 28-1

2 変更の区間  
(1) 世田谷区桜二丁目638番13の内  
(2) 世田谷区桜二丁目638番13の内

3 変更の区域  
(1) 面積 1.09平方メートル  
(2) 延長 10.69メートル  
幅員 0.18メートルから  
0.22メートルまで  
面積 2.19平方メートル

4 供用開始の期日  
令和2年9月15日

◎世田谷区告示第711号  
道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和2年9月15日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。  
令和2年9月15日  
世田谷区長 保坂展人

1 認定番号  
28-1

2 変更の区間  
世田谷区給田三丁目207番4の内

3 変更の区域  
延長 2.02メートル  
幅員 0.76メートルから  
0.77メートルまで  
面積 1.55平方メートル

4 供用開始の期日  
令和2年9月15日

◎世田谷区告示第712号  
道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。  
この関係図面は、令和2年9月15日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。  
令和2年9月15日  
世田谷区長 保坂展人

1 認定番号  
28-1

2 変更の区間  
世田谷区上北沢一丁目804番18の内

3 変更の区域  
延長 8.92メートル  
幅員 0.63メートルから  
0.67メートルまで  
面積 5.81平方メートル

4 供用開始の期日  
令和2年9月15日

◎世田谷区告示第713号  
介護保険法(平成9年法律第123号)第82条第2項の規定による指定居宅介護支援事業の廃止の届出があったので、同法第85条第2号の規定により告示する。  
令和2年9月15日  
世田谷区長 保坂展人

1 事業所の名称 ひまわり介護センター・世田谷

2 事業所の所在地 東京都世田谷区世田谷四丁目20番11号ステージア世田谷103

3 事業者の名称 株式会社ひまわり

4 廃止届受理年月日 令和2年8月21日

5 サービスの種類 居宅介護支援

◎世田谷区告示第714号  
介護保険法(平成9年法律第123号)第79条第1項の規定により指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第85条第1号の規定により告示する。  
令和2年9月15日  
世田谷区長 保坂展人

1 事業所の名称 プルメリア介護セ

<p>2 事業所の所在地 センター 世田谷区世田谷四丁目20番11号T Sビルステイジア世田谷103</p> <p>3 事業者の名称 ブルメリア株式会社</p> <p>4 指定年月日 令和2年10月1日</p> <p>5 サービスの種類 居宅介護支援</p>	<p>幅員 0.10メートルから 0.16メートルまで</p> <p>面積 3.34平方メートル</p> <p>4 供用開始の期日 令和2年9月16日</p>	<p>面積 7.56平方メートル</p> <p>4 供用開始の期日 令和2年9月16日</p>
<p><b>◎世田谷区告示第715号</b> 道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和2年9月15日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和2年9月15日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 認定番号 46-14</p> <p>2 変更の区間 世田谷区千歳台二丁目795番19</p> <p>3 変更の区域 延長 9.58メートル 幅員 1.00メートル 面積 9.61平方メートル</p> <p>4 供用開始の期日 令和2年9月15日</p>	<p><b>◎世田谷区告示第718号</b> 道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和2年9月16日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和2年9月16日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 認定番号 28-1</p> <p>2 変更の区間 世田谷区代田一丁目357番1の内</p> <p>3 変更の区域 延長 16.09メートル 幅員 0.18メートル 面積 2.98平方メートル</p> <p>4 供用開始の期日 令和2年9月16日</p>	<p><b>◎世田谷区告示第721号</b> 世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第7条の規定に基づき、区管理道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和2年9月16日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和2年9月16日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 指定番号 12-D286-16</p> <p>2 変更の区間 世田谷区太子堂四丁目451番38の内まで</p> <p>3 変更の区域 延長 11.90メートル 幅員 0.52メートルから 0.55メートルまで 面積 6.46平方メートル</p> <p>4 供用開始の期日 令和2年9月16日</p>
<p><b>◎世田谷区告示第716号</b> 道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和2年9月16日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和2年9月16日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 認定番号 47-31</p> <p>2 変更の区間 世田谷区船橋三丁目223番4の内</p> <p>3 変更の区域 延長 8.82メートル 幅員 0.13メートルから 0.15メートルまで 面積 1.26平方メートル</p> <p>4 供用開始の期日 令和2年9月16日</p>	<p><b>◎世田谷区告示第719号</b> 道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和2年9月16日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和2年9月16日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 認定番号 28-1</p> <p>2 変更の区間 世田谷区三宿二丁目190番4の内から190番1の内まで</p> <p>3 変更の区域 延長 9.12メートル 幅員 0.16メートル 面積 1.50平方メートル</p> <p>4 供用開始の期日 令和2年9月16日</p>	<p><b>◎世田谷区告示第722号</b> 介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2第1項の規定により指定地域密着型サービス事業者を指定したので、同法第78条の11第1号の規定により告示する。 令和2年9月16日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 事業所の名称 楽々ワークたんぼぼ</p> <p>2 事業所の所在地 東京都杉並区和泉三丁目32番4号Nコート1階</p> <p>3 事業者の名称 株式会社オンアンドオン</p> <p>4 指定年月日 令和2年9月1日</p> <p>5 サービスの種類 地域密着型通所介護</p>
<p><b>◎世田谷区告示第717号</b> 道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和2年9月16日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和2年9月16日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 認定番号 47-31</p> <p>2 変更の区間 世田谷区船橋三丁目223番10の内</p> <p>3 変更の区域 延長 19.97メートル</p>	<p><b>◎世田谷区告示第720号</b> 世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第7条の規定に基づき、区管理道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和2年9月16日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和2年9月16日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 指定番号 12-D234-04</p> <p>2 変更の区間 世田谷区太子堂二丁目341番28の内</p> <p>3 変更の区域 延長 10.84メートル 幅員 0.65メートルから 0.76メートルまで</p>	<p><b>◎世田谷区告示第723号</b> 世田谷区みどりの基本条例（平成17年3月世田谷区条例第13号）第13条第2項の規定に基づき、保存樹木等の指定の解除について別紙のように告示する。 令和2年9月16日 世田谷区長 保坂展人 別紙省略</p>
		<p><b>◎世田谷区告示第724号</b> 世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第7条の規定に基づき、区管理道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和2年9月17日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和2年9月17日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 指定番号 32-D572-02</p>

世田谷区公報

2 変更の区間  
世田谷区野沢四丁目213番3

3 変更の区域  
延長 21.47メートル  
幅員 0.45メートルから  
0.64メートルまで  
面積 13.01平方メートル

4 供用開始の期日  
令和2年9月17日

◎世田谷区告示第725号  
道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。  
この関係図面は、令和2年9月17日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。  
令和2年9月17日  
世田谷区長 保坂展人

1 認定番号  
32-26

2 変更の区間  
世田谷区大原一丁目1070番33の内

3 変更の区域  
延長 6.42メートル  
幅員 0.14メートルから  
0.17メートルまで  
面積 1.00平方メートル

4 供用開始の期日  
令和2年9月17日

◎世田谷区告示第726号  
道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。  
この関係図面は、令和2年9月17日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。  
令和2年9月17日  
世田谷区長 保坂展人

1 認定番号  
28-1

2 変更の区間  
世田谷区経堂三丁目428番10

3 変更の区域  
延長 8.49メートル  
幅員 0.50メートルから  
0.67メートルまで  
面積 5.00平方メートル

4 供用開始の期日  
令和2年9月17日

◎世田谷区告示第727号  
道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。  
この関係図面は、令和2年9月17日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。  
令和2年9月17日  
世田谷区長 保坂展人

1 認定番号  
28-1

2 変更の区間  
世田谷区上馬五丁目107番4の内  
から107番65の内まで

3 変更の区域  
延長 13.36メートル  
幅員 0.14メートルから  
0.17メートルまで  
面積 2.12平方メートル

4 供用開始の期日  
令和2年9月17日

◎世田谷区告示第728号  
道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。  
この関係図面は、令和2年9月18日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。  
令和2年9月18日  
世田谷区長 保坂展人

1 認定番号  
28-1

2 変更の区間  
世田谷区上馬一丁目555番105の内

3 変更の区域  
延長 5.28メートル  
幅員 0.19メートルから  
0.27メートルまで  
面積 1.22平方メートル

4 供用開始の期日  
令和2年9月18日

◎世田谷区告示第729号  
世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第7条の規定に基づき、区管理道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。  
この関係図面は、令和2年9月18日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。  
令和2年9月18日  
世田谷区長 保坂展人

1 指定番号  
(1) 33-D117-08  
(2) 33-D117-09

2 変更の区間  
(1) 世田谷区奥沢五丁目304番22の内  
(2) 世田谷区奥沢五丁目304番22の内

3 変更の区域  
(1) 延長 7.82メートル  
幅員 0.30メートルから  
0.36メートルまで  
面積 5.26平方メートル  
(2) 延長 12.88メートル  
幅員 0.64メートルから  
0.68メートルまで  
面積 8.55平方メートル

4 供用開始の期日  
令和2年9月18日

◎世田谷区告示第730号  
道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。  
この関係図面は、令和2年9月18日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。  
令和2年9月18日  
世田谷区長 保坂展人

1 認定番号  
36-5

2 変更の区間  
世田谷区桜丘二丁目2989番27の内

3 変更の区域  
延長 13.57メートル  
幅員 0.03メートルから  
0.25メートルまで  
面積 1.30平方メートル

4 供用開始の期日  
令和2年9月18日

◎世田谷区告示第731号  
道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。  
この関係図面は、令和2年9月18日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。  
令和2年9月18日  
世田谷区長 保坂展人

1 認定番号  
(1) 50-18  
(2) 36-5

2 変更の区間  
(1) 世田谷区砧六丁目126番119の内  
(2) 世田谷区砧六丁目126番119の内

3 変更の区域  
(1) 延長 20.59メートル  
幅員 0.20メートルから  
0.22メートルまで  
面積 6.30平方メートル  
(2) 延長 7.81メートル  
幅員 0.62メートルから  
0.63メートルまで  
面積 4.91平方メートル

4 供用開始の期日  
令和2年9月18日

◎世田谷区告示第732号  
道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。  
この関係図面は、令和2年9月23日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。  
令和2年9月23日  
世田谷区長 保坂展人

1 認定番号  
28-1

2 変更の区間  
世田谷区宮坂二丁目2082番4の内

3 変更の区域  
延長 12.07メートル  
幅員 0.15メートルから  
0.16メートルまで  
面積 1.92平方メートル

4 供用開始の期日  
令和2年9月23日

◎世田谷区告示第733号  
道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。  
この関係図面は、令和2年9月23日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理



課において一般の縦覧に供する。  
 令和2年9月23日  
 世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
28-1
- 2 変更の区間  
世田谷区代沢四丁目284番2の内
- 3 変更の区域  
延長 8.03メートル  
幅員 0.64メートルから  
0.67メートルまで  
面積 5.29平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和2年9月23日

◎世田谷区告示第734号  
 道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。  
 この関係図面は、令和2年9月23日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。  
 令和2年9月23日  
 世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
28-1
- 2 変更の区間  
世田谷区上北沢四丁目457番41の内から457番43の内まで
- 3 変更の区域  
延長 20.91メートル  
幅員 0.12メートルから  
0.16メートルまで  
面積 3.18平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和2年9月23日

◎世田谷区告示第735号  
 道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。  
 この関係図面は、令和2年9月25日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。  
 令和2年9月25日  
 世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
(1) 28-1  
(2) 28-1
- 2 変更の区間  
(1) 世田谷区桜丘四丁目3304番4の内  
(2) 世田谷区桜丘四丁目3304番4の内
- 3 変更の区域  
(1) 延長 13.16メートル  
幅員 0.62メートルから  
0.63メートルまで  
面積 8.28平方メートル  
(2) 面積 1.33平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和2年9月25日

◎世田谷区告示第736号  
 道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。  
 この関係図面は、令和2年9月25日から

15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。  
 令和2年9月25日  
 世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
28-1
- 2 変更の区間  
世田谷区代田一丁目358番7の内
- 3 変更の区域  
延長 4.95メートル  
幅員 0.18メートル  
面積 0.90平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和2年9月25日

◎世田谷区告示第737号  
 世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第7条の規定に基づき、区管理道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。  
 この関係図面は、令和2年9月25日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。  
 令和2年9月25日  
 世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号  
21-D290-10
- 2 変更の区間  
世田谷区梅丘一丁目2093番6の内から2093番2の内まで
- 3 変更の区域  
延長 19.12メートル  
幅員 0.00メートルから  
0.07メートルまで  
面積 0.82平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和2年9月25日

◎世田谷区告示第738号  
 介護保険法(平成9年法律第123号)第82条第2項の規定による指定居宅介護支援事業の廃止の届出があったので、同法第85条第2号の規定により告示する。  
 令和2年9月25日  
 世田谷区長 保坂展人

- 1 事業所の名称  
祖師谷大蔵駅前介護保険サービス
- 2 事業所の所在地  
東京都世田谷区砧六丁目30番4号YMビル3階
- 3 事業者の名称  
株式会社うめケア
- 4 廃止届受理年月日  
令和2年8月4日
- 5 サービスの種類  
居宅介護支援

◎世田谷区告示第739号  
 介護保険法(平成9年法律第123号)第82条第2項の規定による指定居宅介護支援事業の廃止の届出があったので、同法第85条第2号の規定により告示する。  
 令和2年9月25日  
 世田谷区長 保坂展人

- 1 事業所の名称  
梅ヶ丘駅前介護保険サービス

- 2 事業所の所在地  
東京都世田谷区松原六丁目3番10号寺島ビル831階
- 3 事業者の名称  
株式会社うめケア
- 4 廃止届受理年月日  
令和2年8月4日
- 5 サービスの種類  
居宅介護支援

◎世田谷区告示第740号  
 介護保険法(平成9年法律第123号)第82条第2項の規定による指定居宅介護支援事業の廃止の届出があったので、同法第85条第2号の規定により告示する。  
 令和2年9月25日  
 世田谷区長 保坂展人

- 1 事業所の名称  
かたくり豪徳寺
- 2 事業所の所在地  
東京都世田谷区赤堤二丁目16番1号
- 3 事業者の名称  
ALSOKあんしんケアサポート株式会社
- 4 廃止届受理年月日  
令和2年8月14日
- 5 サービスの種類  
居宅介護支援

◎世田谷区告示第741号  
 介護保険法(平成9年法律第123号)第79条第1項の規定により指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第85条第1号の規定により告示する。  
 令和2年9月25日  
 世田谷区長 保坂展人

- 1 事業所の名称  
祖師谷大蔵駅前介護保険サービス
- 2 事業所の所在地  
東京都世田谷区砧六丁目30番4号YMビル3階
- 3 事業者の名称  
ケアパートナー株式会社
- 4 指定年月日  
令和2年10月1日
- 5 サービスの種類  
居宅介護支援

◎世田谷区告示第742号  
 介護保険法(平成9年法律第123号)第79条第1項の規定により指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第85条第1号の規定により告示する。  
 令和2年9月25日  
 世田谷区長 保坂展人

- 1 事業所の名称  
梅ヶ丘駅前介護保険サービス
- 2 事業所の所在地  
東京都世田谷区松原六丁目3番10号寺島ビル831階
- 3 事業者の名称  
ケアパートナー株式会社
- 4 指定年月日  
令和2年10月1日
- 5 サービスの種類  
居宅介護支援

◎世田谷区告示第743号  
 介護保険法(平成9年法律第123号)第79条第1項の規定により指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第85条第1号

の規定により告示する。

令和2年9月25日

世田谷区長 保坂展人

- 1 事業所の名称 かたくり豪徳寺
- 2 事業所の所在地 東京都世田谷区赤堤二丁目16番1号
- 3 事業者の名称 A L S O K 介護株式会社
- 4 指定年月日 令和2年10月1日
- 5 サービスの種類 居宅介護支援

◎世田谷区告示第744号

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条の11第1項の規定による子ども・子育て支援施設等の確認をしたので、同法第58条の11の規定に基づき、別紙のとおり告示する。

令和2年9月28日

世田谷区長 保坂展人  
別紙省略

◎世田谷区告示第745号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和2年9月28日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年9月28日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号 36-5
- 2 変更の区間 世田谷区喜多見三丁目4179番1の内
- 3 変更の区域  
延長 2.30メートル  
幅員 0.16メートルから0.18メートルまで  
面積 0.39平方メートル
- 4 供用開始の期日 令和2年9月28日

◎世田谷区告示第746号

世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第7条の規定に基づき、区管理道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和2年9月28日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年9月28日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号 21-D057-11
- 2 変更の区間 世田谷区若林四丁目285番52の内から285番35まで
- 3 変更の区域  
延長 6.90メートル  
幅員 0.32メートルから1.06メートルまで  
面積 6.73平方メートル
- 4 供用開始の期日 令和2年9月28日

◎世田谷区告示第747号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和2年9月28日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年9月28日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号 28-1
- 2 変更の区間 世田谷区桜丘三丁目2732番2の内
- 3 変更の区域  
延長 8.14メートル  
幅員 0.00メートルから0.35メートルまで  
面積 1.95平方メートル
- 4 供用開始の期日 令和2年9月28日

◎世田谷区告示第748号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和2年9月28日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年9月28日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号 28-1
- 2 変更の区間 世田谷区祖師谷五丁目575番25の内から575番48の内まで
- 3 変更の区域  
延長 13.83メートル  
幅員 0.04メートルから0.06メートルまで  
面積 0.92平方メートル
- 4 供用開始の期日 令和2年9月28日

◎世田谷区告示第749号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和2年9月29日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年9月29日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号 28-1
- 2 変更の区間 世田谷区宮坂三丁目2368番19の内
- 3 変更の区域  
延長 17.84メートル  
幅員 0.00メートルから0.21メートルまで  
面積 1.88平方メートル
- 4 供用開始の期日 令和2年9月29日

◎世田谷区告示第750号

介護保険法（平成9年法律第123号）第

79条第1項の規定により指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第85条第1号の規定により告示する。

令和2年9月29日

世田谷区長 保坂展人

- 1 事業所の名称 さくらケア駒沢居宅介護支援事業所
- 2 事業所の所在地 東京都世田谷区駒沢四丁目23番18号3階
- 3 事業者の名称 ケアパートナー株式会社
- 4 指定年月日 令和2年10月1日
- 5 サービスの種類 居宅介護支援

◎世田谷区告示第751号

介護保険法（平成9年法律第123号）第79条第1項の規定により指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第85条第1号の規定により告示する。

令和2年9月29日

世田谷区長 保坂展人

- 1 事業所の名称 さくらケア上町居宅介護支援事業所
- 2 事業所の所在地 東京都世田谷区世田谷一丁目22番12号2階
- 3 事業者の名称 ケアパートナー株式会社
- 4 指定年月日 令和2年10月1日
- 5 サービスの種類 居宅介護支援

◎世田谷区告示第752号

令和2年9月28日世田谷区議会において議決を得た次の予算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定に基づき別添のとおり公表する。

令和2年9月29日

世田谷区長 保坂展人

- 1 令和2年度世田谷区一般会計補正予算（第3次）
- 2 令和2年度世田谷区国民健康保険事業会計補正予算（第1次）
- 3 令和2年度世田谷区後期高齢者医療会計補正予算（第1次）
- 4 令和2年度世田谷区介護保険事業会計補正予算（第1次）
- 5 令和2年度世田谷区学校給食費会計補正予算（第1次）

◎世田谷区告示第753号

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項及び第18条第1項の規定に基づき、特別区道路線を次のように認定し、新たに認定した道路の区域を決定する。

この関係図面は、令和2年9月29日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年9月29日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号 R2-1
- 2 認定する起終点 世田谷区大蔵六丁目41番18の内から1番42の内まで
- 3 道路の延長

<p>266.00メートル</p> <p>4 道路の幅員 4.00メートルから11.81メートルまで</p> <p>5 道路の面積 1500.62平方メートル</p>	<p>世田谷区喜多見五丁目4384番1の内から2909番3まで</p> <p>3 道路の延長 171.59メートル</p> <p>4 道路の幅員 6.00メートルから16.33メートルまで</p> <p>5 道路の面積 1395.89平方メートル</p>	<p>R2-7</p> <p>2 認定する起終点 世田谷区大蔵五丁目59番の内から2830番46の内まで</p> <p>3 道路の延長 187.10メートル</p> <p>4 道路の幅員 9.00メートルから9.34メートルまで</p> <p>5 道路の面積 1698.77平方メートル</p>
<p>◎世田谷区告示第754号</p> <p>道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項及び第18条第1項の規定に基づき、特別区道路線を次のように認定し、新たに認定した道路の区域を決定する。</p> <p>この関係図面は、令和2年9月29日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。</p> <p>令和2年9月29日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 認定番号 R2-2</p> <p>2 認定する起終点 世田谷区宇奈根三丁目13番8の内から64番2の内まで</p> <p>3 道路の延長 391.63メートル</p> <p>4 道路の幅員 8.00メートルから8.17メートルまで</p> <p>5 道路の面積 3198.03平方メートル</p>	<p>◎世田谷区告示第757号</p> <p>道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項及び第18条第1項の規定に基づき、特別区道路線を次のように認定し、新たに認定した道路の区域を決定する。</p> <p>この関係図面は、令和2年9月29日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。</p> <p>令和2年9月29日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 認定番号 R2-5</p> <p>2 認定する起終点 世田谷区喜多見六丁目2657番17の内から2551番1の内まで</p> <p>3 道路の延長 260.29メートル</p> <p>4 道路の幅員 6.00メートルから8.00メートルまで</p> <p>5 道路の面積 1995.36平方メートル</p>	<p>◎世田谷区告示第760号</p> <p>道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項及び第18条第1項の規定に基づき、特別区道路線を次のように認定し、新たに認定した道路の区域を決定する。</p> <p>この関係図面は、令和2年9月29日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。</p> <p>令和2年9月29日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 認定番号 R2-8</p> <p>2 認定する起終点 世田谷区大蔵五丁目5000番53の内から33番6の内まで</p> <p>3 道路の延長 106.67メートル</p> <p>4 道路の幅員 6.00メートルから8.95メートルまで</p> <p>5 道路の面積 713.59平方メートル</p>
<p>◎世田谷区告示第755号</p> <p>道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項及び第18条第1項の規定に基づき、特別区道路線を次のように認定し、新たに認定した道路の区域を決定する。</p> <p>この関係図面は、令和2年9月29日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。</p> <p>令和2年9月29日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 認定番号 R2-3</p> <p>2 認定する起終点 世田谷区喜多見三丁目5011番19の内から4386番7の内まで</p> <p>3 道路の延長 410.61メートル</p> <p>4 道路の幅員 10.00メートルから18.94メートルまで</p> <p>5 道路の面積 4739.35平方メートル</p>	<p>◎世田谷区告示第758号</p> <p>道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項及び第18条第1項の規定に基づき、特別区道路線を次のように認定し、新たに認定した道路の区域を決定する。</p> <p>この関係図面は、令和2年9月29日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。</p> <p>令和2年9月29日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 認定番号 R2-6</p> <p>2 認定する起終点 世田谷区大蔵五丁目2822番1の内から喜多見六丁目2656番9の内まで</p> <p>3 道路の延長 247.14メートル</p> <p>4 道路の幅員 8.00メートル</p> <p>5 道路の面積 1977.90平方メートル</p>	<p>◎世田谷区告示第761号</p> <p>道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項及び第18条第1項の規定に基づき、特別区道路線を次のように認定し、新たに認定した道路の区域を決定する。</p> <p>この関係図面は、令和2年9月29日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。</p> <p>令和2年9月29日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 認定番号 R2-9</p> <p>2 認定する起終点 世田谷区宇奈根三丁目36番3の内から喜多見三丁目79番2の内まで</p> <p>3 道路の延長 107.28メートル</p> <p>4 道路の幅員 6.00メートル</p> <p>5 道路の面積 643.89平方メートル</p>
<p>◎世田谷区告示第756号</p> <p>道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項及び第18条第1項の規定に基づき、特別区道路線を次のように認定し、新たに認定した道路の区域を決定する。</p> <p>この関係図面は、令和2年9月29日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。</p> <p>令和2年9月29日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 認定番号 R2-4</p> <p>2 認定する起終点</p>	<p>◎世田谷区告示第759号</p> <p>道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項及び第18条第1項の規定に基づき、特別区道路線を次のように認定し、新たに認定した道路の区域を決定する。</p> <p>この関係図面は、令和2年9月29日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。</p> <p>令和2年9月29日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 認定番号</p>	<p>◎世田谷区告示第762号</p> <p>道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項及び第18条第1項の規定に基づき、特別区道路線を次のように認定し、新たに認定した道路の区域を決定する。</p> <p>この関係図面は、令和2年9月29日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。</p> <p>令和2年9月29日</p>

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
R 2-10
- 2 認定する起終点  
世田谷区宇奈根三丁目73番1の内から喜多見三丁目5016番11の内まで
- 3 道路の延長  
83.92メートル
- 4 道路の幅員  
7.50メートルから7.69メートルまで
- 5 道路の面積  
631.65平方メートル

◎世田谷区告示第763号

道路法(昭和27年法律第180号)第8条第1項及び第18条第1項の規定に基づき、特別区道路線を次のように認定し、新たに認定した道路の区域を決定する。

この関係図面は、令和2年9月29日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年9月29日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
R 2-11
- 2 認定する起終点  
世田谷区宇奈根三丁目69番5の内から喜多見三丁目5016番13の内まで
- 3 道路の延長  
70.02メートル
- 4 道路の幅員  
6.00メートル
- 5 道路の面積  
420.27平方メートル

◎世田谷区告示第764号

道路法(昭和27年法律第180号)第8条第1項及び第18条第1項の規定に基づき、特別区道路線を次のように認定し、新たに認定した道路の区域を決定する。

この関係図面は、令和2年9月29日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年9月29日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
R 2-12
- 2 認定する起終点  
世田谷区喜多見六丁目2550番5の内から2547番12の内まで
- 3 道路の延長  
27.65メートル
- 4 道路の幅員  
6.00メートル
- 5 道路の面積  
171.59平方メートル

◎世田谷区告示第765号

道路法(昭和27年法律第180号)第8条第1項及び第18条第1項の規定に基づき、特別区道路線を次のように認定し、新たに認定した道路の区域を決定する。

この関係図面は、令和2年9月29日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年9月29日  
世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
R 2-13
- 2 認定する起終点  
世田谷区喜多見六丁目2674番4の内から2716番10の内まで
- 3 道路の延長  
60.69メートル
- 4 道路の幅員  
6.00メートル
- 5 道路の面積  
364.18平方メートル

◎世田谷区告示第766号

道路法(昭和27年法律第180号)第8条第1項及び第18条第1項の規定に基づき、特別区道路線を次のように認定し、新たに認定した道路の区域を決定する。

この関係図面は、令和2年9月29日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年9月29日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
R 2-14
- 2 認定する起終点  
世田谷区大蔵五丁目2815番5の内から喜多見六丁目2785番15の内まで
- 3 道路の延長  
53.24メートル
- 4 道路の幅員  
6.00メートル
- 5 道路の面積  
320.83平方メートル

◎世田谷区告示第767号

道路法(昭和27年法律第180号)第8条第1項及び第18条第1項の規定に基づき、特別区道路線を次のように認定し、新たに認定した道路の区域を決定する。

この関係図面は、令和2年9月29日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年9月29日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
R 2-15
- 2 認定する起終点  
世田谷区宇奈根三丁目1番2地先無番から13番5の内まで
- 3 道路の延長  
123.53メートル
- 4 道路の幅員  
4.56メートルから5.10メートルまで
- 5 道路の面積  
598.55平方メートル

◎世田谷区告示第768号

道路法(昭和27年法律第180号)第8条第1項及び第18条第1項の規定に基づき、特別区道路線を次のように認定し、新たに認定した道路の区域を決定し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和2年9月29日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年9月29日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
R 2-16
- 2 認定する起終点  
世田谷区大蔵六丁目45番12の内から大蔵五丁目44番6の内まで
- 3 道路の延長  
74.76メートル
- 4 道路の幅員  
6.43メートル
- 5 道路の面積  
485.29平方メートル
- 6 供用開始の期日  
令和2年9月29日

◎世田谷区告示第769号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更する。

この関係図面は、令和2年9月29日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年9月29日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
R 2-5
- 2 変更の区間  
世田谷区喜多見六丁目2708番25の内から2699番4の内まで
- 3 変更の区域  
延長 72.34メートル  
幅員 6.00メートル  
面積 446.97平方メートル

◎世田谷区告示第770号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更する。

この関係図面は、令和2年9月29日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年9月29日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
46-36
- 2 変更の区間  
世田谷区喜多見三丁目90番1の内から5016番16の内まで
- 3 変更の区域  
延長 6.79メートル  
幅員 6.98メートルから7.00メートルまで  
面積 47.53平方メートル

◎世田谷区告示第771号

道路法(昭和27年法律第180号)第8条第1項及び第18条第1項の規定に基づき、特別区道路線を次のように認定し、新たに認定した道路の区域を決定する。

この関係図面は、令和2年9月29日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

<p>令和2年9月29日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 認定番号 (1) R2-17 (2) R2-18</p> <p>2 認定する起終点 (1) 世田谷区鎌田四丁目60番15の内から大蔵六丁目108番の内まで (2) 世田谷区大蔵六丁目32番1の内から37番8まで</p> <p>3 道路の延長 (1) 391.70メートル (2) 12.90メートル</p> <p>4 道路の幅員 (1) 16.00メートル (2) 16.00メートル</p> <p>5 道路の面積 (1) 6266.96平方メートル (2) 256.68平方メートル</p> <hr/> <p>◎世田谷区告示第772号 道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和2年9月29日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和2年9月29日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 認定番号 40-34</p> <p>2 変更の区間 世田谷区船橋一丁目103番16から1</p>	<p>03番30まで</p> <p>3 変更の区域 延長 12.48メートル 幅員 0.01メートルから0.01メートルまで 面積 0.11平方メートル</p> <p>4 供用開始の期日 令和2年9月29日</p> <hr/> <p>◎世田谷区告示第773号 道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和2年9月29日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和2年9月29日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 認定番号 28-1</p> <p>2 変更の区間 世田谷区上野毛三丁目216番37</p> <p>3 変更の区域 延長 17.14メートル 幅員 1.18メートルから1.45メートルまで 面積 24.18平方メートル</p> <p>4 供用開始の期日 令和2年9月29日</p> <hr/> <p>◎世田谷区告示第774号 介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定による指定居宅介護支援</p>	<p>事業の廃止の届出があったので、同法第85条第2号の規定により告示する。 令和2年9月29日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 事業所の名称 和ケアサービス株式会社</p> <p>2 事業所の所在地 東京都世田谷区上野毛四丁目11番14号</p> <p>3 事業者の名称 和ケアサービス株式会社</p> <p>4 廃止届受理年月日 令和2年9月14日</p> <p>5 サービスの種類 居宅介護支援</p> <hr/> <p>◎世田谷区告示第775号 道路掘削復旧工事監督事務費及び道路掘削復旧費の徴収単価について 令和2年9月30日 世田谷区長 保坂展人 世田谷区道路占用規則（昭和52年10月世田谷区規則第38号）第17条の規定に基づく道路掘削復旧工事監督事務費及び道路掘削復旧費の徴収単価（令和元年9月30日世田谷区告示第331号）の全部を次のように改正する。 ただし、令和2年9月30日以前に掘削復旧面積又は掘削復旧延長を確認したものについては、なお従前の例による。 附則 この告示は、令和2年10月1日から施行する。</p>
--	---	--

道路掘削復旧工事監督事務費及び道路掘削復旧費の徴収単価（令和2年10月）

上段＝昼間 下段＝夜間

歩車道別	工 種		単 位	道路掘削復旧工事監督事務費 徴収単価(円)			道路掘削復旧費 徴収単価(円)			
				A	B	C	A	B	C	
車道	1	砂利道	12型	㎡	140	110	同左	2,858	2,258	2,171
					190	150	同左	3,884	3,033	2,967
車道	2	アスファルトコンクリート舗装	20型	㎡	1,410	1,110	500	28,156	22,244	9,938
					1,860	1,450	560	37,156	29,073	11,269
車道	3	アスファルトコンクリート舗装	25型	㎡	2,630	2,080	740	52,691	41,640	14,760
					3,560	2,790	830	71,280	55,800	16,658
車道	4	アスファルトコンクリート舗装	40型	㎡	3,410	2,690	1,000	68,193	53,891	20,062
					4,610	3,610	1,150	92,149	72,131	22,953
車道	5	アスファルトコンクリート舗装	55型	㎡	4,280	3,380	1,400	85,658	67,691	27,916
					5,720	4,480	1,590	114,404	89,553	31,865
車道	6	アスファルトコンクリート舗装	60型	㎡	4,940	3,910	1,630	98,858	78,120	32,662
					6,520	5,100	1,810	130,418	102,087	36,131
車道	7	アスファルトコンクリート舗装（透水性）	20型	㎡	1,830	1,450	440	36,547	29,066	8,894
					2,530	1,980	520	50,528	39,618	10,327
車道	8	アスファルトコンクリート舗装（透水性）	25型	㎡	2,540	2,020	690	50,840	40,438	13,871
					3,450	2,710	780	69,051	54,144	15,642
車道	9	アスファルトコンクリート舗装（透水性）	35型	㎡	3,090	2,460	900	61,801	49,163	17,930
					4,190	3,290	1,030	83,896	65,782	20,615
車道	10	インターロッキングブロック舗装		㎡	3,070	1,940	2,110	61,489	47,643	42,216
					3,740	2,370	2,530	74,832	57,412	50,651
車道	11	タイル舗装		㎡	3,420	2,340	同左	68,435	46,733	同左
					4,780	3,180	同左	95,638	63,519	同左

世田谷区公報

歩道	12	アスファルトコンクリート舗装	㎡	890 1,190	710 930	同左 同左	17,880 23,782	14,127 18,611	同左 同左
歩道	13	アスファルトコンクリート舗装 (透水性)	㎡	1,380 1,840	1,090 1,440	同左 同左	27,611 36,829	21,818 28,822	同左 同左
歩道	14	コンクリート平板舗装	㎡	1,810 2,270	1,430 1,780	同左 同左	36,240 45,480	28,647 35,596	同左 同左
歩道	15	歩道インターロッキングブロック舗装	㎡	1,750 2,060	1,320 1,560	同左 同左	35,029 41,269	26,476 31,102	同左 同左
歩道	16	歩道インターロッキングブロック舗装 (透水性)	㎡	2,110 2,520	1,610 1,910	同左 同左	42,207 50,302	32,138 38,171	同左 同左
歩道	17	歩道インターロッキングブロック舗装 乗入れ部	㎡	2,960 3,750	2,280 2,870	同左 同左	59,193 74,924	45,502 57,382	同左 同左
歩道	18	歩道タイル舗装	㎡	3,320 4,560	2,080 2,780	同左 同左	66,383 91,252	41,677 55,528	同左 同左
歩道	19	歩道乗入れ舗装 (セメコン) 30型	㎡	2,740 3,960	2,160 3,100	同左 同左	54,720 79,178	43,244 61,985	同左 同左
歩道	20	歩道乗入れ舗装 (セメコン) 40型	㎡	3,340 4,820	2,640 3,780	同左 同左	66,807 96,480	52,789 75,513	同左 同左
歩道	21	歩道乗入れ舗装 (アスコン) 35型	㎡	2,820 3,830	2,230 3,000	同左 同左	56,476 76,593	44,629 59,956	同左 同左
歩道	22	歩道乗入れ舗装 (アスコン) 50型	㎡	4,070 5,410	3,210 4,240	同左 同左	81,360 108,240	64,298 84,731	同左 同左
その他	23	街きょ	m	4,470 5,240	3,530 4,100	2,710 3,180	89,422 104,825	70,669 82,058	54,109 63,698
その他	24	L形側溝	m	2,590 3,580	2,050 2,800	同左 同左	51,764 71,531	40,909 55,996	同左 同左
その他	25	U形側溝	m	2,590 3,580	2,050 2,800	同左 同左	51,764 71,531	40,909 55,996	同左 同左
その他	26	歩道止石	m	1,700 2,340	1,350 1,830	同左 同左	34,069 46,702	26,913 36,556	同左 同左
その他	27	境石	m	1,170 1,620	930 1,270	同左 同左	23,465 32,433	18,545 25,396	同左 同左
その他	28	区画線 幅15cm	m	50 50	40 40	同左 同左	938 938	742 731	同左 同左
その他	29	舗装切断 厚さ15cm以下	m	110 150	70 90	同左 同左	2,212 2,917	1,410 1,775	同左 同左
その他	30	舗装切断 厚さ15cmを超え30cm以下	m	270 340	170 200	同左 同左	5,466 6,822	3,437 4,074	同左 同左
その他	31	公共基準点復旧 2級点 (測量費)	個	7,360 7,360	同左 同左	同左 同左	166,823 166,823	同左 同左	同左 同左
その他	32	公共基準点復旧 3級点 (測量費)	個	7,360 7,360	同左 同左	同左 同左	156,703 156,703	同左 同左	同左 同左

1 徴収単価の適用については、掘削復旧面積又は掘削復旧延長に従い、次に定めるところによる。ただし、この徴収単価により難いものについては別途算出した単価による。

A 掘削復旧面積が20㎡までのもの又は掘削復旧延長が20mまでのもの

B 掘削復旧面積が20㎡を超え500㎡までのもの又は掘削復旧延長が20mを超え500mまでのもの

C 掘削復旧面積が500㎡を超えるもの又は掘削復旧延長が500mを超えるもの

2 昼夜連続施工の場合の掘削復旧費及び掘削復旧工事監督事務費の単価は、それぞれ昼間単価に夜間単価を加えた額の2分の1とする。

3 本表は令和2年10月1日以後の道路占用工事立会検査から適用する。

◎世田谷区告示第776号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和2年9月30日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。  
令和2年9月30日

世田谷区長 保坂展人  
1 認定番号 35-1  
2 変更の区間

公 告

世田谷区羽根木二丁目1830番15の内から1830番17の内まで

3 変更の区域  
 延長 5.17メートル  
 幅員 0.18メートル  
 面積 0.93平方メートル

4 供用開始の期日  
 令和2年9月30日

◎世田谷区告示第777号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和2年9月30日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年9月30日  
 世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
 (1) 28-1  
 (2) 28-1
- 2 変更の区間  
 (1) 世田谷区北沢二丁目1054番35の内  
 (2) 世田谷区北沢二丁目1054番35の内
- 3 変更の区域  
 (1) 延長 9.95メートル  
 幅員 0.18メートル  
 面積 1.81平方メートル  
 (2) 延長 12.75メートル  
 幅員 0.17メートル  
 面積 2.20平方メートル
- 4 供用開始の期日  
 令和2年9月30日

◎世田谷区告示第778号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和2年9月30日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年9月30日  
 世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
 28-1
- 2 変更の区間  
 世田谷区奥沢一丁目166番2
- 3 変更の区域  
 延長 26.48メートル  
 幅員 0.14メートルから  
 0.18メートルまで  
 面積 5.10平方メートル
- 4 供用開始の期日  
 令和2年9月30日

◎世田谷区告示第779号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の25第4項の規定による指定特定相談支援の事業の廃止の届出があったので、同法第51条の30第2項の規定により告示する。

令和2年9月30日  
 世田谷区長 保坂展人

- 1 事業者の名称  
 株式会社さくらケア

- 2 主たる事務所の所在地  
 東京都世田谷区世田谷一丁目22番12号2階
- 3 事業所の名称  
 桜新町総合支援サービス
- 4 事業所の所在地  
 東京都世田谷区新町二丁目7番2号 富岡ビル3階
- 5 事業所番号  
 1331204154
- 6 事業の種類  
 特定相談支援事業
- 7 事業の主たる対象者  
 特定なし
- 8 廃止の年月日  
 令和2年9月30日

◎世田谷区告示第780号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の32第2項の規定による指定障害児相談支援の事業の廃止の届出があったので、同法第24条の37の規定により告示する。

令和2年9月30日  
 世田谷区長 保坂展人

- 1 事業者の名称  
 株式会社さくらケア
- 2 主たる事務所の所在地  
 東京都世田谷区世田谷一丁目22番12号2階
- 3 事業所の名称  
 桜新町総合支援サービス
- 4 事業所の所在地  
 東京都世田谷区新町二丁目7番2号 富岡ビル3階
- 5 事業所番号  
 1371200831
- 6 事業の種類  
 障害児相談支援事業
- 7 事業の主たる対象者  
 特定なし
- 8 廃止の年月日  
 令和2年9月30日

◎世田谷区告示第781号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項の規定による指定地域密着型サービス事業の廃止の届出があったので、同法第78条の11第2号の規定により告示する。

令和2年9月30日  
 世田谷区長 保坂展人

- 1 事業所の名称  
 デイサービスまほろばの郷
- 2 事業所の所在地  
 東京都多摩市落合六丁目15番2号1-B
- 3 事業者の名称  
 一般社団法人まほろば
- 4 廃止届受理年月日  
 令和2年9月14日
- 5 サービスの種類  
 地域密着型通所介護

◎世田谷区公告第55号

東京都収用委員会から、土地収用法（昭和26年法律第219号）第42条第1項の規定による裁決申請書及びその添付書類の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、次のとおり公告し、当該書類を公衆の縦覧に供する。

令和2年9月7日  
 世田谷区長 保坂展人

- 1 起業者の名称  
 東京都
- 2 事件名  
 令和元年第7号  
 東京都市計画道路事業補助線街路第26号線のための土地収用事件
- 3 収用しようとする土地の所在、地番及び地目  
 東京都世田谷区三宿二丁目191番2 宅地
- 4 縦覧場所  
 世田谷区道路・交通計画部道路計画課
- 5 縦覧期間  
 令和2年9月7日から同月21日まで

◎世田谷区公告第56号

東京都収用委員会から、土地収用法（昭和26年法律第219号）第47条の4第1項の規定による書類の写しの送付を受けたので、同条第2項において準用する同法第42条第2項の規定により、次のとおり公告し、当該書類を公衆の縦覧に供する。

令和2年9月7日  
 世田谷区長 保坂展人

- 1 起業者の名称  
 東京都
- 2 事件名  
 令和元年第7号の2  
 東京都市計画道路事業補助線街路第26号線のための土地収用事件
- 3 書類の提出に係る土地の所在、地番及び地目  
 東京都世田谷区三宿二丁目191番2 宅地
- 4 縦覧場所  
 世田谷区道路・交通計画部道路計画課
- 5 縦覧期間  
 令和2年9月7日から同月21日まで

◎世田谷区公告第57号

開発行為に関する工事の完了公告  
 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和2年9月7日  
 世田谷区長 保坂展人

- |                      |                  |
|----------------------|------------------|
| 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称 | 2 許可を受けた者の住所及び氏名 |
|----------------------|------------------|

世田谷区公報

東京都世田谷区 北烏山七丁目 2323番8 2323番9 2323番10 2323番11 2323番12 2323番13 2323番14 2323番15 2323番16 2323番17 2323番18 2323番19 2323番20 2323番21 2323番22 2323番23 2323番24 2323番25 2323番26 2323番27 2323番28 2323番29 2323番30 2323番31 2323番32 2324番2 2324番3 2324番4 2324番5 2324番6 2324番7 2324番8 2324番10 2328番4 2328番9	東京都小平市 鈴木町一丁目472番地40 誠賀建設株式会社 代表取締役 加賀美誠
---	---

◎世田谷区公告第58号

開発行為に関する工事の完了公告  
都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。  
令和2年9月14日  
世田谷区長 保坂展人

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称	2 許可を受けた者の住所及び氏名
東京都世田谷区 上祖師谷三丁目 826番3 827番52 827番53 827番55 827番56 827番102 827番103	東京都新宿区 西新宿二丁目6番1号新宿住友ビル31階 アグレ都市デザイン株式会社 代表取締役 大林竜一

◎世田谷区公告第59号

マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）第11条第1項の規定により事業計画を公衆の縦覧に供するので、マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行令（平成14年政令第367号）

第1条の規定に基づき、次のとおり公告する。

- 令和2年9月15日  
世田谷区長 保坂展人
- 1 事業計画に係るマンションの名称及びその敷地の区域  
ニューウェルハイツ自由が丘  
東京都世田谷区奥沢五丁目166番
  - 2 縦覧の開始の日  
令和2年9月15日
  - 3 縦覧の場所  
世田谷区都市整備政策部居住支援課
  - 4 縦覧の時間  
午前8時30分から午後5時まで

◎世田谷区公告第60号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。  
なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに世田谷区に意見書を提出することができる。

令和2年9月16日  
世田谷区長 保坂展人

- 1 都市計画の種類  
東京都市計画生産緑地地区
- 2 都市計画を定める土地の区域  
削除する部分  
世田谷区桜丘四丁目、桜上水一丁目、等々力四丁目、上野毛二丁目、上用賀五丁目、深沢一丁目、喜多見四丁目、岡本三丁目、八幡山一丁目、北烏山一丁目、北烏山七丁目、宇奈根一丁目及び喜多見九丁目各地内  
追加する部分  
世田谷区桜上水二丁目、等々力四丁目、等々力八丁目、瀬田五丁目、喜多見三丁目、上北沢一丁目、八幡山三丁目、上祖師谷二丁目、粕谷二丁目、給田三丁目、南烏山一丁目、南烏山二丁目及び宇奈根一丁目各地内
- 3 縦覧場所  
世田谷区都市整備政策部都市計画課並びに世田谷区世田谷総合支所、世田谷区北沢総合支所、世田谷区玉川総合支所、世田谷区砧総合支所及び世田谷区烏山総合支所街づくり課
- 4 縦覧期間  
令和2年9月16日から同月30日まで
- 5 意見書の提出先  
世田谷区都市整備政策部都市計画課

◎世田谷区公告第61号

開発行為に関する工事の完了公告  
都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和2年9月28日  
世田谷区長 保坂展人

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称	2 許可を受けた者の住所及び氏名
東京都世田谷区 鎌田四丁目 53番25 5000番36の一部	東京都立川市 錦町二丁目4番3号 株式会社ライズウェル 代表取締役 渡邊裕

◎世田谷区公告第62号

生産緑地法（昭和49年法律第68号）第10条の2第1項の規定により特定生産緑地を指定したので、同条第4項及び生産緑地法施行規則（昭和49年建設省令第11号）第7条の規定により別紙のとおり公告する。  
令和2年9月30日  
世田谷区長 保坂展人

◎世田谷区公告第63号

開発行為に関する工事の完了公告  
都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。  
令和2年9月30日  
世田谷区長 保坂展人

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称	2 許可を受けた者の住所及び氏名
東京都世田谷区 桜上水一丁目 125番2 125番14	東京都中央区 日本橋室町三丁目2番1号 三井不動産レジデンシャル株式会社 代表取締役 藤林清隆

規 則（教）

次に掲げる規則を公布する。  
令和2年9月30日  
世田谷区教育委員会

世田谷区教育委員会規則第21号

世田谷区教育委員会公共施設の共通使用手続に関する条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区教育委員会公共施設の共通使用手続に関する条例施行規則の一部を改正する規則  
世田谷区教育委員会公共施設の共通使用手続に関する条例施行規則（平成30年3月世田谷区教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。  
第5条第3項に次のただし書を加える。  
ただし、委員会が特に認めた場合は、この限りでない。  
第5条に次の1項を加える。  
5 条例第4条第1項ただし書に規定する委員会規則で定める場合は、同項の申出をした者が、その申出の時点において、



けやき施設に係る利用者登録料、利用者登録更新料、使用料、利用料金又はキャンセル料(条例第12条に規定する納付期日を経過したものに限る。)を納付していない場合とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示 (選)

◎世田谷区選挙管理委員会告示第26号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第28条の規定により本区の選挙人名簿から抹消した者のうち、同条第4号の規定に該当するものを別紙のとおり告示する。

令和2年9月1日

世田谷区選挙管理委員会

別紙省略

◎世田谷区選挙管理委員会告示第27号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項、第75条第1項、第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項、市町村の合併の特例に関する法律(平成16年法律第59号)第4条第1項及び第11項並びに第5条第1項及び第15項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項の規定における令和2年9月1日調製の選挙人名簿登録者総数の50分の1の数、6分の1の数及び40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は次のとおりである。

令和2年9月1日

世田谷区選挙管理委員会

50分の1の数 15,515

6分の1の数 129,291

40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 195,958

◎世田谷区選挙管理委員会告示第28号

選挙人名簿の抄本及び在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況について、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第28条の4第7項(第30条の12において準用する場合を含む。)の規定に基づき、別紙のとおり公表する。

令和2年9月1日

世田谷区選挙管理委員会

別紙省略

告 示 (農)

◎世田谷区農業委員会告示第9号

農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第27条第1項の規定に基づき、第2回世田谷区農業委員会総会を次のとおり開催する。

令和2年9月23日

世田谷区農業委員会会長

穴戸幸男

1 開催日時 令和2年9月29日(火)  
午後3時

2 開催場所 世田谷区役所第2庁舎5階第2委員会室

3 審議事項

(1) 第1号議案 農地法に基づく許可申請について

(2) 第2号議案 農地法に基づく転用届出について

(3) 第3号議案 その他の事項について

--	--	--

--	--	--

--	--	--

--	--	--

--	--	--

--	--	--

--	--	--